

令和4年度

東京都予算編成に関する要望書

令和3年12月

東京都議会自由民主党

令和3年12月23日

東京都知事

小池百合子 殿

東京都議会自由民主党

幹事長 小宮あんり

政調会長 小松 大祐

総務会長 柴崎 幹男

令和4年度東京都予算編成に関する要望

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策の知見と経験そして東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを踏まえ、コロナ感染防止対策と社会経済活動の両立に向けて、都政を一步ずつ、慎重に、そして力強く前に進めていく大事な年です。

まず、感染症対策では、入院病床と宿泊施設の確保、医師・看護師など医療人材の充実、自宅療養者へのきめ細かい支援策など、拡大と収束を繰り返す感染症に的確に対応できる、柔軟かつ強靱な医療体制の整備が欠かせません。

同時に、コロナ禍で様々な困難に直面している障害者や高齢者、生活苦に陥った若年世代や学生そして極めて厳しい経営環境の中で事業継続に取り組む都内中小企業、こうした方々の生活再建、経営改善への支援なくして、コロナ後の東京の発展は望めません。

さらに、激甚化する自然災害への万全の対策、日々進化するデジタル技術の活用、深刻化する環境問題への迅速な対応、そして少子高齢化対策など都が直面する行政課題の解決に向けて、各種施策を着実に推進していかなければなりません。

そのためには、国や首都圏各自治体、都内区市町村と緊密に連携し、都民のご理解ご協力を得ながら、東京の実態に則した実効性のある施策を迅速かつ効率的に推進していかなければなりません。

こうした観点から、令和4年度予算に対する我が党の要望を、具体的に別記のとおり取りまとめましたので、提出いたします。

知事におかれましては、今後の予算編成にあたり、我が党の意向を十分に受け止め、その実現に向けて全力を挙げて取り組まれることを、強く要望いたします。

令和4年度東京都予算編成に関する局別要望事項 目次

政策企画局関係	1 頁
都民安全推進本部関係	3 頁
総務局関係	4 頁
財務局関係	9 頁
デジタルサービス局関係	11 頁
主税局関係	12 頁
生活文化局関係	13 頁
オリンピック・パラリンピック準備局関係	18 頁
都市整備局関係	21 頁
住宅政策本部関係	27 頁
環境局関係	30 頁
福祉保健局関係	37 頁
病院経営本部関係	55 頁
産業労働局関係	58 頁
中央卸売市場関係	69 頁
建設局関係	71 頁
港湾局関係	75 頁
交通局関係	77 頁
水道局関係	79 頁
下水道局関係	82 頁
教育庁関係	84 頁
警視庁関係	90 頁
東京消防庁関係	92 頁

政策企画局関係

- 1 都政におけるリーダーシップや総合調整機能を遺憾なく発揮し、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成果を、今後の東京の発展に活かすとともに、長期化する新型コロナウイルスの影響を踏まえ、都民一人ひとりが安心して豊かに暮らせる社会を実現し、東京を世界で一番の成熟都市として次世代に継承すべく、少子高齢化対策や防災対策の強化などの計画事業について、全庁を挙げた取組を積極的に推進されたい。
- 2 東京を世界で一番の都市にするため、姉妹友好都市やアジアをはじめとする海外諸都市との関係を強化し、都民生活の向上を図るとともに、経済の活性化にも資するよう、都市間交流を展開されたい。

都内に集積する各国大使館代表部等とは、新型コロナウイルス感染症対策における連携はもとより、災害時の連絡体制の強化など、具体的ニーズに対応した実務レベルでの連携強化に積極的に取り組まされたい。

都市外交人材育成基金を有効に活用し、東京都立大学が行う高度研究への留学生の受け入れなどにより、東京とアジアをはじめとする海外諸都市の発展及び交流を担う優秀な人材の育成に努められたい。
- 3 国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等の検討を進め、さらなる地方分権改革に主体的に取り組むよう、知事が先頭に立って国に対して働きかけられたい。
- 4 平成31年地方税財政制度見直しに関連して、都の重要施策を着実に推進する仕組みとして設置された「国と東京都との実務者協議会」について、担当である武市副知事を先頭に、精力的に協議を進めること。
- 5 首都直下地震が発生しても、首都の中核機能への打撃を最小限に食い止め、その機能を維持することは、我が国全体の政治・経済活動を麻痺させないためにも不可欠である。そのため、都自らが防災対策の強化を一層進めるとともに、首都圏内における首都機能のバックアップ体制が、政府及び各省庁の業務継続計画等に反映されるよう、的確に対応されたい。
- 6 日本全体の発展のためには、東京と地方が対立するのではなく、共存共栄を図ることが重要である。そのため、都は率先して地方のニーズを把握し、地方にしっかりと貢献することにより、全国各地との信頼関係を構築するとともに、東京と地方の共存共栄に向けた取組を推進されたい。

7 国は、成長戦略実行計画の中で、国際金融センターの実現に関して、1,900兆円の個人金融資産等の強みを生かし、海外と比肩しうる魅力ある金融資本市場への改革と海外事業者や高度外国人材を呼び込む環境構築に取り組むとしている。また、グリーン分野の成長のために、グリーンボンド等の取引が活発に行われるグリーン国際金融センターの実現を目指すとしている。

こうした国の方針も踏まえ、東京が都民生活の向上や都内企業等の発展にも資する国際金融都市として成長・発展するための取組を FinCity.Tokyo と連携し、積極的に推進されたい。

8 国家戦略特区の取組については、平成 26 年 10 月以降、国や関係自治体、民間事業者等で構成する東京圏国家戦略特別区域会議が令和 3 年 11 月 30 日時点でこれまでに 35 回開催され、東京都は、都市再生・まちづくり分野や医療分野など計 108 件のプロジェクトを提案し、区域計画として認定を受けている。

東京の競争力を高め、日本経済の再生を図るため、特区制度を活用して、ロンドンやニューヨークに匹敵するビジネス環境や外国人にとって暮らしやすい生活環境を整備し、東京に世界の資本・人材を呼び込む取組を積極的に推進されたい。また、多摩・島しょ地域における観光振興や地方創生につながるじゃがいも焼酎特区や島焼酎特区の活用を進めるため、国や自治体と連携して、適切な支援を実施されたい。

9 臨海部に関しては、都市づくりグランドデザインとともに、東京ベイエリアビジョン、東京ベイ eSG まちづくり戦略の 3 つの計画が同時に進められているが、戦略実現に向けて、東京港整備、第二湾岸道路整備はもとより、臨海地下鉄の羽田空港延伸など、湾岸部の公共交通機関全体の開発を進め、地元区と連携し、民間の知見も活用することで、将来を見据えたベイエリア全体のまちづくりに取り組まれたい。

都民安全推進本部関係

1 治安対策の推進

- (1) 治安対策の充実強化を図るため、特殊詐欺被害防止対策や再犯防止推進計画に基づく取組の推進など、引き続き区市町村や警視庁等関係機関と連携し、各種の施策を強力的に推進すること。
- (2) 住民や防犯ボランティア、事業者等との連携のもと、地域における見守り活動等の取組を一層推進すること。
- (3) 安全で安心なまちづくりを一層推進するため、防犯設備整備に係る地域のニーズを踏まえ、地域の主体的な防犯対策を支援する取組を積極的に進めること。

2 交通安全対策の推進

- (1) 交通事故のない安全安心な都市の実現に向けて、「第11次東京都交通安全計画」に基づく各種の対策を強力的に推進すること。
- (2) 自転車の安全利用を促進するため、コロナ禍における新たな自転車利用も踏まえ、安全利用に関する教育などの取組を積極的に進めること。
- (3) 高齢者の事故を防ぐため、運転免許証の自主返納に向けた普及啓発等の交通安全施策を一層推進すること。
- (4) 渋滞を解消するため、プローブ情報の活用や需要予測信号の導入、マルチパターン式交通情報板の設置など、ITS技術を活用した施策を着実に進めること。

3 若年支援の推進

- (1) 社会的自立に困難を有する若者の社会参加を後押しするため、若者が悩みを相談しやすい環境整備を進めるとともに、各支援機関や区市町村等と連携し、自立支援の取組を積極的に進めること。
- (2) SNSに起因する青少年のネット上の被害やトラブルなどを防止するため、普及啓発の強化や青少年が相談しやすい環境づくりに取り組むこと。

総務局関係

1 必要な職員の確保、育成及び活用

新型コロナ対応、DX推進を支えるデジタル人材確保・育成といった喫緊の課題へ適切に対応するとともに、さらにその先の都政を見据えた執行体制を整備するため、中長期的視点に立って、必要な職員の確保、育成及び活用を推進されたい。

2 区市町村の振興

- (1) 市町村に対する総合的な財政支援を行い、市町村行財政基盤の安定・強化及び多摩島しょ地域の振興の一層の促進を図るため、市町村総合交付金の充実に努められたい。
- (2) 特別区における都市計画事業を着実に実施するため、特別区都市計画交付金の充実に努められたい。
- (3) 区市町村の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う財政負担を緩和し、公共施設等の計画的な整備促進を図るため、区市町村振興基金の貸付枠の増額に努められたい。
- (4) 都区間の財源配分や今後の都区のあり方の検討においては、都議会とも十分な意思疎通を図りながら、議論を進められたい。

3 多摩島しょ地域の振興

- (1) 地域の将来の発展に向けた課題を解決するために市町村が取り組むまちづくり事業に対し、積極的な財政支援を行われたい。
- (2) 新しい多摩の振興プランに基づく取組を着実に推進し、より一層の多摩地域の振興を図られたい。
- (3) 市町村とも連携しながら、多摩の歴史や伝統、文化を多摩都民が認識し、魅力発信につながる機会となる取組を検討し、推進されたい。
- (4) 島しょ地域の振興を図るため、(公財)東京都島しょ振興公社に対して、島おこし事業及びヘリコピューター事業を円滑に運営できるよう積極的な財政支援を行われたい。
- (5) 小笠原諸島の地理的状況等を踏まえて、航空路開設による交通アクセスの改善について早期に取り組まれたい。
- (6) 三宅島の災害復興や島しょ地域の産業、観光振興の推進のため、三宅村が開催を予定しているバイクイベントが円滑に実施されるよう支援を行われた

い。

- (7) 平成25年の台風26号により甚大な被害を受けた大島町の復旧・復興に向けた支援について、積極的に取り組まれない。
- (8) 令和元年9月以降に発生した一連の台風による都内被災地の被害状況を踏まえ、生活再建はもとより、インフラ整備、災害廃棄物処理への支援など、被害の防止、災害対応力の向上にむけて、適切な支援を行われたい。

4 防災対策

- (1) 都民の防災意識の向上や災害時における適切な自助・共助を支援するため、都民への災害・防災に関する情報提供の強化を図られたい。
- (2) 新たに見直す被害想定の結果を踏まえ、東京都地域防災計画等を適切に修正し、首都直下地震や南海トラフ巨大地震に加え、台風等の各種自然災害への対策を推進するとともに、国への財政負担を求めつつ、防災対策の一層の強化を図られたい。
- (3) 震災など予期せぬ事態が発生した場合でも、行政サービスの提供を維持するための対策を講じられたい。
- (4) 近年の大規模災害を踏まえ、発災直後から応急活動が迅速に行えるよう、首都直下地震等対処要領の見直しを図るとともに、関係機関との連携強化や実効性の高い防災訓練の実施等により、都の初動態勢の充実・強化に努められたい。
- (5) 災害情報を正確に把握し、迅速な初動態勢がとれるよう災害情報システムや防災行政無線の充実、協定締結団体等への業務用無線機の配備等、情報通信の充実に努められたい。
- (6) 発災時の燃料の安定調達のため、国や石油関係団体、各事業者と連携しながら、災害拠点病院や緊急通行車両への確実な供給体制を確立するなど、実効ある確保策を講じられたい。
- (7) 震災発生時において、自助・共助に基づく地域の活動が各地で行われるよう、町会・自治会をはじめとする防災市民組織の活動の一層の充実や、地域の自主的な取組及び区市町村の取組への支援を積極的に行うなど、地域防災力の向上を図られたい。
- (8) 区部や多摩・島しょの区別なく、消防団活動の充実のため、人材確保、教育訓練、資器材の拡充など消防団員が働きやすい環境の整備に向けて、総合的な支援を講じられたい。

- (9) 帰宅困難者対策について、企業等の施設内待機や備蓄の推進等による一斉帰宅の抑制、情報通信基盤の強化による確実な情報提供の仕組みの構築、一時滞在施設確保に向けた備蓄品及び感染症対策用品の購入費補助の継続等、民間事業者と連携した取組を推進されたい。また、帰宅困難者対策に関する検討会議の報告などを踏まえ、対策の更なる向上を図られたい。
- (10) 大規模災害の発生時に都民の生命を守るため、発災時における飲料水の確保に向け、給水体制の整備を推進されたい。
- (11) 大規模災害時における行政機能の確保のため、九都県市による相互連携や全国知事会等の様々な枠組を活用した支援体制の整備などにより、自治体間の連携関係強化を図られたい。
- (12) 大規模な浸水被害の発生に備え、国、関係自治体、交通事業者等の関係機関と連携し、広域避難先の更なる確保を進めるなど、都が先導して広域避難体制の構築を図られたい。
- (13) 伊豆諸島における火山活動の観測・調査体制の充実など、火山防災対策・津波対策に万全を期されたい。
- (14) テロ対策等国民保護の取組を着実に推進されたい。
- (15) 震災発生時において、被災者の早期生活再建が実現するよう、マニュアルの整備など、復興に向けた取組が着実に実施される体制づくりを推進されたい。
- (16) 安全・安心な東京の実現に向けて、防災プランに基づき、具体的な目標と工程に沿った防災対策を推進するとともに、自助・共助の取組を更に促進されたい。
- (17) 広域的な防災対策を一層推進する観点から、災害時に、必要な物資を確実に調達し被災地全域に効率的に輸送できる体制の確立に向け、国、区市町村、民間企業等と緊密に連携し、荷役作業の円滑化、輸送手段や港湾・河川も含めた輸送路の確保などに向けた取組を進められたい。あわせて、こうした体制が災害時に真に機能するよう、訓練などを通じ、オペレーションの習熟を図られたい。
- (18) 過去の大規模災害の教訓等を踏まえ、都の災害対応を改善・充実して行くにあたっては、区市町村との意見交換を綿密に行い、国及び首都圏各県との連携、都内民間企業との協力など、発災時に実際に機能する、実効性のある対策と体制の整備に努めること。
- (19) 激甚化する風水害から都民の命を守るために、適切な避難行動を促すとともに、感染症対策も踏まえた安全な避難先を確保されたい。

(20) 新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、区市町村や業界団体と連携し、感染拡大防止に資する真に実効性のある普及啓発を実施されたい。

5 東日本大震災に伴う被災地・都内避難者支援の推進

- (1) 引き続き、被災地の復興に必要な職員を派遣するなど、被災地支援に取り組まれたい。
- (2) 避難生活の長期化を踏まえ、引き続き、被災地の行政情報や都の支援情報などを的確に提供するとともに、各局や関係機関との連携を密に行い、適切な避難者支援を行われたい。

6 IT化の推進

都民がより利用しやすい行政サービスを提供するため、国や区市町村等との連携を図り、「住民基本台帳ネットワーク」の着実な運用など広域的な情報ネットワークの整備に努められたい。

7 東京都立大学の運営

- (1) 東京都立大学は、都民の期待に応える大学として、大都市で活躍する人材を育成するとともに、東京が抱える課題の解決に向けた研究を推進するなど、教育・研究の充実に取り組まれたい。
- (2) 東京の産業を活性化する意欲と能力を持つ人材を輩出するため、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校の運営を着実に実施されたい。
- (3) 東京都立大学については、時代の要請に的確に対応できるよう、法人化のメリットをいかした効率的で柔軟な運営とされたい。
- (4) 第三者による評価の結果を広く社会に公表し都民への説明責任を果たしていくとともに、大学の教育研究活動にフィードバックし、東京都立大学の教育研究水準の一層の向上を図られたい。
- (5) 東京都立大学の施設整備については、南大沢キャンパスばかりでなく、日野・荒川キャンパスや都心キャンパスも含め、円滑な大学運営に必要な施設を整備されたい。
- (6) 海外との競争に勝ち抜いていく世代を育成していくため、東京都立大学や東京都立産業技術高等専門学校において、オンラインも活用した国際交流や留学等の支援に取り組まれたい。

8 人権施策の推進

- (1) 都の人権施策については、「東京都人権施策推進指針」に基づき、地に足の付いた施策展開と普及啓発を進められたい。
- (2) 犯罪被害者等への支援に当たっては、第4期東京都犯罪被害者等支援計画に基づき、区市町村等と連携して実効性のある施策を実施されたい。

財務局関係

- 1 令和元年6月に改正された品確法など、いわゆる「担い手3法」の趣旨を踏まえ、施工時期等の平準化、適切な工期設定、工事関係書類の削減・簡素化等を推進し、国土づくりの担い手である建設業の働き方改革に資する環境の整備に全力で取り組まれない。
- 2 都の契約制度の変更は多くの関係者に深刻な影響を及ぼすため、その改正の検討にあたっては、事前に都議会に説明し、事業者等関係者の意見を聞き、都議会と議論をしながら、発注の平準化、週休二日制を前提とした工期設定や経費の計上など、都内中小企業事業者に実際に役立つ形で進めること。
また、業務委託契約において、積算単価の基準を設けるなど、品質の確保に努めていくこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、中小企業支援や雇用就業対策、少子高齢化への対応、防災対策や防犯対策の強化、都市インフラの整備、脱炭素社会の実現、デジタル化の推進など、山積する重要な課題に適切に対応するとともに、東京2020大会のレガシーを都市の発展につなげていくなど、「世界で一番の都市」東京の実現に向けた取組を、着実かつ迅速に推進できるよう、強固な財政基盤の堅持に努められたい。
- 4 真の地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担に見合った税財源の確保が不可欠である。地方が、自らの権限と責任において、それぞれの地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に展開していくため、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むよう、国に対して引き続き強く働きかけられたい。
- 5 都有財産のうち未利用地については、都の抱えるさまざまな喫緊の行政需要に対応するために、庁内における有効活用を進めるとともに、区市町村や民間への売却に加えて、都の施策に貢献することを条件に貸付を行うなど、将来の都民負担の増加につながらないよう、「都有施設等総合管理方針」等を踏まえた、戦略的な財産の利活用をより一層推進されたい。

- 6 都庁舎については、適切な設備更新を行うとともに、設備管理委託経費については、実情を踏まえて積算されたい。

- 7 地球温暖化対策の一環として、「省エネ・再エネ東京仕様」の普及・活用を図るなど、都有施設の省エネ等に積極的に取り組まされたい。

デジタルサービス局関係

- 1 国の成長戦略実行計画も踏まえ、第四次産業革命がもたらす様々な技術革新をあらゆる産業や人々の生活に取り入れる東京版 Society5.0 である「スマート東京」の社会実装や TOKYO Data Highway 戦略の取組を着実に進められたい。
- 2 行政の情報化を加速させ、都民サービスの一層の向上を図るため、都庁各局や区市町村への技術支援、デジタル人材の確保・育成などを強力に押し進め、更なるDX推進体制の強化に努められたい。
- 3 島しょ地域における超高速ブロードバンドによるインターネット等の利用環境が引き続き確保されるよう、過去に発生した通信障害も踏まえ、必要な対策を検討されたい。
- 4 サイバーセキュリティの確保に万全を期しながら、都政運営において、行政手続のデジタル化を推進するとともに、デジタルツールを積極的に利活用されたい。
- 5 デジタル社会の実現に向け、自治体DXを牽引するデジタル庁との連携を図っていくとともに、区市町村のDXへの取組が本格化していく中で、個々の区市町村の取組状況を踏まえ、きめ細かな支援を実施されたい。
- 6 デジタル化は行政施策を効率化する手段であり、各局の情報システムの内容と関連経費を一元的に把握することで東京都全体の取組の見える化を進め、適正な評価分析を行うことで、効果的・効率的なデジタル化に努めること。

主税局関係

- 1 令和4年度の税込確保にさらに万全を期されたい。
- 2 地方自治体が主体的に行財政運営を行うためには、役割と権限に見合った財源が必要である。国と地方の税込比率が歳出比率に見合うものとなるよう、総体としての地方税財源の拡充を、国に強く働きかけられたい。
- 3 固定資産税・都市計画税について、商業地等の負担水準の上限引下げによる条例減額制度、小規模住宅用地及び小規模非住宅用地に対する都独自の軽減措置を令和4年度も継続されたい。
- 4 固定資産税制の改革を図り、納税者に分かりやすい制度とするよう、国に強く働きかけられたい。
- 5 納税者の利便性向上のため、税務行政のデジタル化を推進されたい。
- 6 東京都税制調査会の提言を踏まえ、税制のグリーン化を推進されたい。

生活文化局関係

1 私学助成対策

- (1) 現在、都内の学校に在学する児童・生徒のうち、私立学校に在学・在園する割合は、高等学校で約6割、幼稚園では約9割を占めており、私立学校が東京の公教育に果たす役割は非常に大きい。都内の私立学校は、建学の精神と独自の教育理念に基づく個性豊かな教育を展開し、多彩な人材を育成してきた。

私立学校における質の高い教育を確保するため、学校運営に対する支援の柱となる経常費補助と、どのような環境にあっても、私学を希望する子供たちが私学に通うことができるための保護者負担の軽減という大きな二本柱を中心に、学校の耐震化やデジタル教育環境整備のための補助など、様々な私学振興施策があるが、これらの制度は、学校や、保護者を交えた長年の議論の上に総合的に構築してきたものであり、今後も堅持すべきものである。私学助成の充実にあたっては、これまでの歴史、議論、制度の積み重ねを踏まえた制度の充実・構築に努められたい。

- (2) 東京の公教育に果たす私立学校の重要性を踏まえ、教育条件の向上、保護者の負担軽減、学校経営の健全化等を図るため、私立学校に対する基幹的補助である経常費補助については、堅持・充実に努められたい。

なお、私立幼稚園経常費補助については、教職員の処遇改善等に向け、充実を図られたい。あわせて、幼稚園教諭の育成・確保に努められたい。

- (3) 公私格差の是正のため、私立特別支援学校等経常費補助等の拡充を図られたい。

- (4) 私立高等学校等に通う生徒の学費負担を軽減するため、特別奨学金制度及び東京都育英資金事業の更なる充実を図られたい。

- (5) 私立小中学校に通う児童生徒の保護者負担の軽減を図るため、私立高等学校と同様、都内私立小中学校の平均授業料額までの支援を図られたい。

- (6) 私立幼稚園等に通う園児の保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の充実に努められたい。

なお、園児保護者負担軽減事業補助については、子ども・子育て支援新制度に移行する園における保護者の実負担額が変わらないよう実施するとともに、低所得世帯に新たな負担が生じないように、必要な支援を行われたい。

また、幼児教育の無償化について、都の実情を踏まえ、必要な支援を行われたい。

- (7) 子育て支援の充実を図るため、私立幼稚園における預かり保育に係る補助の更なる充実に努められたい。
- (8) グローバル人材育成のために、私立高校生の豊かな国際感覚の醸成や語学力の習得などに効果が高いとされる一定期間以上の留学への支援、外部検定試験料への補助や、私立学校における外国語指導助手活用への支援、教員の海外派遣研修への補助の充実に努められたい。また、新たな社会 Society5.0に向けた教育を進めていくため、国のGIGAスクール構想を踏まえ、私立小・中・高等学校におけるデジタル機器を活用した教育環境整備に対する補助など支援を図られたい。
- (9) 児童・生徒等の安全確保に向けて、耐震補強・改築工事及び非構造部材耐震対策工事に対する補助事業など、私立学校安全対策促進事業費補助の更なる充実に努められたい。
- (10) 地球温暖化対策及び節電対策として、私立学校省エネ設備等の導入に加え、空調設備等付帯設備の長寿命化改修に対する補助制度の拡充に努められたい。
- (11) 公私間で定めた就学計画の達成、私立高等学校の財政基盤健全化を図るため、私立高等学校都内生就学促進補助の内容の充実に努められたい。

2 消費生活対策

- (1) 消費者被害をなくし、消費生活の安全・安心の実現を図るため、平成30年3月に策定した東京都消費生活基本計画に基づき、区市町村、関係団体等と連携しながら、総合的に各種施策を推進されたい。
- (2) 消費者教育に取り組む学校現場を支援するための消費者教育に関する教材作成、人材育成などの取組に加え、成年年齢の引き下げを見据えた若年層への消費者教育の充実や、エシカル消費の理解促進などの新たな取組を推進されたい。
- (3) 消費者被害が深刻化している現状を踏まえ、不適正取引を行う悪質事業者を市場から排除し健全な市場を育成するため、特定商取引法及び東京都消費生活条例の立入調査権限等を適切に行使し、悪質事業者に対する厳しい行政処分を実施するなど、より厳格な対応をとられたい。また、悪質事業者の規制を行っていく上で、警察捜査のノウハウを有効に活用するために警視庁とのより一層の連携を図るなど、調査機能及び執行体制を充実されたい。
- (4) 高齢者の消費者被害の早期発見・拡大防止のため、区市町村の福祉部門や民間事業者等との協働により、地域で見守りを担う人材を育成し、直接、高齢者に消費者被害に関する注意喚起や啓発を図るなど、見守りネットワーク

- の構築に向けた諸施策を推進されたい。
- (5) 消費者、事業者、学識経験者等で構成される東京都商品等安全対策協議会による調査分析を充実させ、商品等の具体的な安全対策を着実に推進するほか、消費者への効果的な情報発信を図るなど、商品による危害の未然防止対策を積極的に推進されたい。
 - (6) 都民の浴場利用機会の確保と浴場経営の安定を図るため、公衆浴場における耐震化の促進や使用燃料のクリーンエネルギー化等の推進を図る事業、及び健康増進型公衆浴場改築支援事業を継続するほか、浴場の利用促進に向けた広報の強化や担い手育成等の事業の支援を充実するなど、諸施策を推進されたい。
 - (7) 都民を複雑・多様な消費者被害から救済するため、消費生活総合センターにおける相談体制の強化に引き続き努められたい。また、都域全体の消費者行政を質的に向上させるため、区市町村に対する諸施策を一層推進されたい。
 - (8) 消費生活の安全・安心を実現するため、生活協同組合への育成支援施策などについて、充実されたい。
 - (9) 東京都消費者行政強化交付金等を積極的に活用し、区市町村における消費生活相談窓口の強化を図られたい。

3 文化の振興

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて実施した文化プログラムについては、選手村での伝統文化体験などにより、東京の芸術文化の魅力を発信するなどの成果はあったものの、コロナ禍の影響により一部のプログラムで都民等に十分な参加の機会を提供できなかった。一方、多くの都民が気軽に文化に触れる「パビリオン・トウキョウ」のような独創的作品展示は、今後も、文化施設に限らず、道路や公園など都民に身近な場所での文化事業につなげていくべきであり、新たな文化戦略の策定にあたっては、このような文化プログラムの成果と課題を踏まえ、東京の芸術文化を更に発信し、都民により親しんでもらえるよう、文化政策の充実を図られたい。
- (2) 多くの都民が参加し活躍できるようアーツカウンシル東京による民間支援機能の充実に努めるとともに、地域の多彩で奥深い伝統文化の発信強化を図られたい。

また、発信力のある大規模な文化事業や、日本の文化の魅力向上を目指した伝統文化・芸能体験事業など、都が主導する中核的事業を強力に推進されたい。

- (3) 老朽化が進んでいる都立文化施設について、十分な機能と設備を兼ね備え、都民が誇れる施設となるように計画的な改修を進めるとともに、国内外の文化施設との連携強化を図られたい。
- (4) 東京都交響楽団について、これまでの改革の成果を踏まえた上で、都民が世界に誇れる「グローバルスタンダードのオーケストラ」を目指した取組みを推進されたい。
- (5) 都民芸術フェスティバルや花火大会の助成、「東京都平和の日」記念式典などの文化事業について、継続して実施されたい。
- (6) ヘブンアーティスト事業について、都が公認するアーティストや活動場所を増やすなど、都内各地で東京の芸術文化やエンターテインメントを支える担い手の活躍の場を作ることで、事業のさらなる充実を図られたい。

4 活力ある都民生活と地域社会の実現に向けた施策の推進

- (1) 区市町村と連携し、地域の課題に取り組んでいる町会や自治会連合会に対する支援を推進するため、コロナ対策としてのソーシャルディスタンス確保のために対面での活動が制限を受ける中、地域力を向上させ地域の課題を解決するために設けられた「地域の底力発展事業助成」やプロボノプロジェクトなど、事業の更なる改善・拡充を図られたい。
- (2) 多くの都民がボランティア活動に関する必要な情報を容易に得られるようにするなど、情報提供・相談体制の充実を図るとともに、区市町村のほか企業、学校、地域に貢献している地縁団体など多様な主体との連携を一層推進し、ボランティア気運の醸成を図られたい。
- (3) 多文化共生社会に向けた取組を推進するため、民間団体が行う都内の在住外国人支援活動に対する財政的な支援を行うなど、在住外国人が安心して安全に暮らせる環境の確保に努められたい。
- (4) 東京都男女平等参画推進総合計画に基づき、女性活躍推進に向けた先進的な取組事例等の積極的な広報展開を行うなど、各種施策を推進されたい。
- (5) 男女平等参画を促進するための施策を着実に推進するとともに、配偶者暴力相談支援センターの円滑な運営をはじめ、東京ウィメンズプラザの事業の一層の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を推進されたい。

5 広報広聴活動の推進

- (1) テレビ・ラジオ、広報東京都、インターネット等を活用して、世代ごとの媒体環境を考慮した効果的かつ効率的な都政広報の展開を図られたい。
- (2) 東京都の公式ホームページやSNS、動画ポータルサイト「東京動画」を活用して、写真や動画等の多様なコンテンツにより、迅速かつ効果的な情報発信に努められたい。
- (3) 「東京都情報公開条例」に基づく情報の公表や提供など情報公開を一層進め、都民サービスの向上に努められたい。
- (4) 「東京都個人情報の保護に関する条例」及び「東京都特定個人情報の保護に関する条例」を適切に運用し、個人の権利利益が保護されるよう、都における適正な取扱いを確保されたい。

オリンピック・パラリンピック準備局関係

1 スポーツの振興

- (1) コロナ禍で実現した東京 2020 大会のレガシーを確実に残していくため、大会開催記念事業やアーカイブ資産の活用など、レガシーを発信・継承する取組を行うとともに、今後のスポーツ振興に着実に活かされたい。
- (2) 大会経費については、大会の延期やコロナ対策への対応を反映し、大会経費 V5 を昨年末に公表しているが、その後、無観客開催など、様々な状況の変化があったことから、組織委員会をはじめとする関係者と協力して最終的な大会経費の整理に取り組まれたい。
- (3) 東京 2020 大会の競技施設等については、大会のレガシーとして、新規恒久施設としての再整備も含め、積極的に幅広く活用されたい。とりわけ世界的規模のスポーツ大会等の誘致・開催を支援する取組を推進されたい。
- (4) 東京 2020 大会後においても、国際大会や国体などで活躍する東京アスリートのより一層の競技力向上を図るために、関係団体と協働して、選手に対する強化事業や医・科学サポート体制を充実するとともに、指導者の育成についても積極的に取り組まれたい。
- (5) 今後も、世界で戦えるアスリートを育成するため、東京育ちのトップアスリートが、不安なく競技活動に邁進できるよう、スポーツ関係者に対するスポーツ・インテグリティの推進や就職に向けた支援を継続して実施されたい。
- (6) ジュニアスポーツのすそ野を広げ、競技力向上の底上げを図るために、地区体育協会と連携したジュニア育成地域推進事業や、トップアスリート発掘・育成事業の一層の推進を図られたい。
- (7) 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ社会を実現するため、地域スポーツクラブの設立や育成のための諸事業を支援・推進するとともに、新たに開始される地域スポーツクラブの登録・認証制度の着実な運営に向けた支援を行われたい。

- (8) シニア世代がスポーツを楽しめる機会を創出するため、シニアスポーツ振興事業などの取組について、更なる強化を図られたい。
- (9) 生涯スポーツ振興の観点から、関係団体と連携して、シニア健康スポーツフェスティバルを継続して実施するとともに、ねんりんピックへの選手団派遣に対する更なる支援を実施されたい。
- (10) 身近な地域で都民の誰もがスポーツに親しめるよう、区市町村との連携を一層深め、区市町村のスポーツ振興への主体的な取組に対する支援を行うなど、スポーツ環境の更なる充実・拡大に取り組まれたい。
- (11) 子供から高齢者まで、誰もが参加できるスポーツの機会を演出し、スポーツムーブメントの醸成を図られたい。
- (12) 東京マラソン及びマラソン祭りについては、参加者誰もが楽しめるスポーツイベントとして、引き続き実施されたい。
- (13) 被災地をはじめ日本全体が一体となって取り組むことで、東京 2020 大会を成功につなげることができたことから、これらの取組をレガシーとして活かし、今後も東北復興を後押ししていただきたい。

2 障害者スポーツの振興

- (1) 東京 2020 パラリンピックのレガシーを最大限活用し、障害者がスポーツを行える場の開拓・整備や障害者スポーツを支える人材育成、障害者スポーツに関する理解促進・普及啓発、競技力向上など、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しむことができるよう、障害者スポーツの振興をより一層強力で推進されたい。
- (2) 身近な地域における障害者スポーツの環境整備を図るため、地域における障害者スポーツの拠点の一つとして特別支援学校の更なる活用を図られたい。

- (3) 障害者が、それぞれの個性に応じて障害者スポーツに挑戦し、アスリートを目指せるよう環境整備を行うとともに、選手や競技団体が安定的に競技活動を継続できるよう、練習拠点の整備や、選手や競技団体への支援に取り組みたい。
- (4) 障害者スポーツセンターの機能・利便性の向上を図りたい。

3 都立スポーツ施設等の活用

- (1) アクセシビリティにも配慮のうえ整備された競技会場等については、大会後もレガシーとして東京の新たな魅力となることから、障害の有無にかかわらず、都民にとって使いやすいものになるよう大会後の整備に着実に取り組むとともに、今後のスポーツ振興や都市の発展に資するよう、有効活用を図りたい。
- (2) 大会のスケートボード施設は仮設で設置されたものだが、新競技への熱気を将来に繋げていくため、競技施設が集積する「有明レガシーエリア」において、今後も活用を図りたい。
- (3) 大規模スポーツ大会や地域スポーツ振興の拠点としての機能整備を図るため、都立体育施設等の計画的な改修を進められたい。
また、コロナ禍での都立体育施設等の利用については、様々な配慮を必要とする障害者や高齢者が感染防止を図りつつ、安全に施設利用できるよう、万全の対策を図られたい。

都市整備局関係

1 都市づくり全般

- (1) 東京を世界で一番の都市へと導くため、都市づくりのグランドデザインで示した2040年代の都市像の実現に向けた取組を着実に推進されたい。

あわせて、テレワークの進展や人々の生活等への意識の変化など、新型コロナウイルス感染症を契機として生じた変化にも対応しながら、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る都市づくりを推進されたい。

- (2) 防災力や国際競争力の強化に加えて、環境、緑、景観などの視点を一層重視した都市づくりを進め、都民の新たなニーズや時代の要請に的確かつ迅速に対応されたい。

- (3) 国際競争力の強化に向けた国家戦略特区制度及び特定都市再生緊急整備地域の制度を活用した都市再生プロジェクトの推進や都市インフラの整備、区部と比較し遅れている道路整備をはじめとした多摩地域の振興など都民生活の向上に向けた取組を着実に推進されたい。

- (4) 東京の国際競争力を高めていくため、羽田空港の更なる機能強化と国際化の推進を国に対して求めるとともに、発着便増加に伴う騒音対策及び安全対策にも適切に対応されたい。

あわせて、首都圏におけるビジネス航空の受入体制強化に向けた取組を推進されたい。

- (5) 交通政策審議会答申を踏まえ、都心から至近の距離にある羽田の強みを最大限に活かす空港アクセスはもとより、首都圏全体との結びつきを強めるための広域的な交通インフラのネットワークの整備を推進されたい。

- (6) 築地跡地の再開発は東京の将来発展にとって非常に重要であり、今後の社会経済情勢や計画条件の変化などに柔軟に対応できるよう、良質な民間開発を誘導していくこと。

- (7) 横田基地の軍民共用化については、東京の国際競争力向上と多摩地域の発展のため、周辺交通基盤の整備や騒音対策等の課題について地元の意見を十分聞きながら推進するとともに、プライベートジェットを含め、横田基地の民間利用の実現を国に強く要望すること。

- (8) 選手村のまちづくりについては、多様な人々が都市生活の豊かさを実感でき、環境負荷の少ない先進的なまちとなるよう整備を推進されたい。

- (9) 少子高齢・人口減少社会など、将来の社会経済情勢の大きな変化にも的確に対応できる都市として、東京の持続的な発展に向け、個性ある拠点の形成

- や集約型の地域構造への再編、みどりを守り増やす取組などを積極的に進めるため、土地利用を適切に誘導されたい。
- (10) 都市計画公園・緑地の整備を計画的に推進するとともに、丘陵地や樹林地、農地などの既存の緑の保全を一層推進していくため、「緑確保の総合的な方針」の具体化を図られたい。また、民間による公園づくりの仕組みである公園まちづくり制度等を活用し、東京の緑の創出に取り組まれたい。
 - (11) 生産緑地の減少が懸念される 2022 年に向け、都市農地の保全や活用の取組を推進されたい。
 - (12) 周辺区部や多摩地域の拠点となる駅施設や、その周辺整備を促進されたい。
 - (13) 都市再生などまちづくりの推進はもとより、災害時の境界復元にも極めて有効な地籍調査を促進されたい。
 - (14) 所有地を有効活用した都市再生を進めるための調査・検討を行われたい。
 - (15) 美しい街並み景観を形成していくため、都市開発諸制度等を活用し誘導を行うとともに、屋外広告物を利用してエリアマネジメント活動の支援を行うなど、実効性ある景観形成やまちの活性化に取り組まれたい。
 - (16) 脱炭素化等に配慮した都市づくりを進めるため、建築物の省エネルギー化の促進に向けた取組を推進されたい。
 - (17) 都市の開発において、環境負荷の低減や防災機能の強化、グローバルレベルの都市活動を支える強靱なビジネス拠点の形成に資する取組を誘導されたい。
 - (18) 安全で快適な歩行空間の確保や、都市防災機能の強化を図るため、まちづくりの機会を捉えて、無電柱化に取り組む区市町村や民間事業者への支援を拡大するなど、狭あい道路の無電柱化の推進に取り組まれたい。

2 都市交通対策

- (1) 首都圏内の交通の円滑化及び首都直下地震などに備えた防災力の強化を図るため、三環状道路の建設促進を図られたい。特に外環については、一日も早い完成に向けた、用地取得や工事などに必要な事業費の確保と、東名高速から湾岸道路までの区間についての早期計画の具体化を国に強く求められたい。

さらに、東京における都市計画道路の整備方針（平成28年3月）に基づき、区部の環状道路や多摩地域の軸となる幹線道路など、都市の骨格を形成し、防災性の向上に資する都市計画道路ネットワークの充実強化を図られたい。

- (2) 首都圏の高速道路料金について、平成28年4月に導入された新たな料金体系の影響などを検証し、引き続き、一体的で利用しやすい料金体系の実現に向け、積極的に取り組まれない。
- (3) 東京が目指すべき総合的な交通体系の実現に向けてスピード感を持って取り組まれない。
- (4) 鉄道駅等のバリアフリー化を推進するため、「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」（令和元年9月）も踏まえ、ホームドアやエレベーター、多機能トイレ等の設置に取り組む鉄道事業者への支援を推進されたい。
- (5) 東京の交通混雑の緩和や安全対策に資するため、都営交通及び東京メトロの整備の促進を図るとともに、バリアフリー化施設等の大規模改良に対する支援に取り組まれない。
- (6) 東京8号線（豊洲～住吉）及び品川地下鉄について、国庫補助を確実に確保するとともに、関係者間で緊密に連携し、早期の事業着工に努められたい。
- (7) 臨海地下鉄について、計画具体化に向けた検討を国と連携して早期に進めるとともに、財源の確保に向け、国と協調した対応に努められたい。
- (8) 東京メトロの株式の取扱いについて、国の答申に基づき、地下鉄ネットワークの拡充と並行して、国と連携した売却手続に努められたい。
- (9) 東京メトロの株式の売却によって得られる収入について、将来を見据えた戦略的な都市の活力向上を図るため、鉄道網の拡充等の都市インフラ整備に活用するよう努められたい。
- (10) その他、国の答申において、事業化に向けて検討などを進めるべきとされた多摩都市モノレールの延伸や新空港線などの路線の早期実現に向け、検討を具体化されたい。
- (11) JR中央線（三鷹～立川）複々線化の早期事業化や、立川以西の連続立体交差事業及び複々線化について検討し、運賃加算など新たなスキームの構築などを国に要望するなど、具体化に向けた取組を進められたい。
- (12) 東京8号線（押上～亀有）、東京11号線（押上～松戸）の延伸を速やかに実現するよう必要な措置を講じられたい。
- (13) 南北方向の公共交通機関の乏しい区部周辺部地域において、新たな公共交通の導入が具体化できるよう努められたい。
- (14) 都心と臨海副都心とを結ぶ新たな公共交通システムであるBRTの本格導入の実現に向け、取組を推進されたい。
- (15) 水の都東京の魅力を高めていくため、舟運の活性化に向けた取組を進められたい。

- (16) 新宿を初めとするターミナル駅について、利用者の視点からわかりやすい、使いやすいものとするため、案内サインの改善やバリアフリー化などの取組を促進されたい。
- (17) 交通渋滞、大気汚染等の解消のため、物流システムの効率化に資する流通業務センターの整備を多摩地域においても促進されたい。
- (18) 観光地等における渋滞解消や安全対策のため、地元自治体が行う観光バスの駐車対策に対する支援に取り組まれたい。
- (19) 駐車場附置に係る地域ルール制度の活用を促進するため、現行制度の課題解消に努め、地域ルールの策定主体となる区市への支援に取り組まれたい。
- (20) 踏切の早期解消やまちづくりの推進を図るため、区施行連続立体交差事業に対する助成策を講じられたい。あわせて、踏切対策基本方針で示された重点踏切については、地域の特性に応じた適切な対策を促進されたい。

3 都市防災対策

- (1) 木造住宅密集地域の改善に向け、都がリーダーシップを発揮し、地域の実情に応じた不燃化特区制度や特定整備路線の取組などを強力に推進されたい。また、延焼遮断帯内側の市街地の改善を更に進めるため、積極的な道路整備と沿道建築物の不燃化を促進するよう、取り組まれたい。さらに、災害に強いまちづくりの一環として、避難の安全確保などのため、引き続き整備地域内における住宅の耐震改修等へ支援を行うとともに、整備地域外においても積極的に普及啓発に取り組む区市町村を支援されたい。
- (2) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、区市町村や関係団体とも連携して、耐震診断結果を改修や建替え工事に確実につなげられたい。
- (3) 密集市街地の防災機能を確保し、土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「防災街区整備事業」の促進を図られたい。
- (4) 不燃化をより一層加速させるため、都有地を活用した移転先の確保に向けて取り組まれたい。
- (5) 農地の無秩序な宅地化に伴うまちの防災性低下を防ぐための取組を検討する区市への支援に取り組まれたい。
- (6) 都民が安心して耐震改修等に取り組めるよう、一定水準の技術を持つ建築士事務所の登録・紹介を行なわれたい。
- (7) 建て主や建物所有者が適切な液状化対策を講じられるよう、区市と連携して必要な情報を提供するとともに、公共建築物に加え、民間建築物の地盤情報についても収集、公表に向けて取り組まれたい。

- (8) 地震発生後の二次災害を最小限に防止するため、関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、建築物の安全性を確認する応急危険度判定員制度を充実されたい。
- (9) 近年多発する都市型豪雨から都民の生命・財産を守るため、「東京都豪雨対策基本方針」に基づく事業を着実に推進されたい。特に、個人住宅への浸透施設の設置に対し助成を行う雨水流出抑制事業費補助については、一層の推進を図られたい。
- (10) 東部低地帯の災害リスクの軽減を図り、水害から都民の命を守るため、高台まちづくりを推進されたい。
- (11) 鉄道利用者の安全の向上を図るため、主要な鉄道施設の耐震補強や地下駅等における浸水対策に対する支援に取り組まれたい。
- (12) 地下街の安全確保のため、防災対策に取り組む地下街管理者等を支援し、対策の促進を図られたい。
- (13) 民間のブロック塀等の撤去・新設等を行う者に対し、補助金を交付する区市町村を引き続き支援されたい。

4 都市開発の推進

- (1) 地域の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、民間や組合等が施行する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業の促進及びその助成策等の充実を図られたい。
- (2) 高齢化社会に向けて、生活弱者などにやさしい都市基盤整備事業及び建築物のバリアフリー化に配慮した事業等を積極的に推進されたい。
- (3) 建築基準行政事務を積極的に市へ移管し、地域に即したきめ細かなまちづくり行政を推進されたい。移管にあたっては、事務の円滑な執行を図るため、人的・財政的支援を講じられたい。

5 土地区画整理・市街地再開発

- (1) 泉岳寺駅地区において、活力とゆとりに満ちた魅力ある都市づくりを推進されたい。
- (2) 既成市街地の再整備のため、六町地区等における事業の推進を図られたい。
- (3) 道路整備と民間活力による沿道開発を一体的に進めるとともに、延焼遮断帯の形成等により防災性の向上を図るため、東池袋地区、鐘ヶ淵地区、十条地区、目黒本町地区、大山中央地区において、沿道一体整備事業を一層推進されたい。

- (4) 戸越公園駅周辺地区、原町・洗足地区、志茂地区において、地域のまちづくりの取組と連携した延焼遮断帯の形成を推進されたい。
- (5) 外環の2上石神井駅周辺地区、環状第4号線高輪地区において、都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、地域におけるまちづくりを推進されたい。
- (6) 新宿駅直近地区において、交通結節機能の強化と歩行者の回遊性の向上を図るため、新宿グランドターミナルへの一体的な整備を推進されたい。

6 多摩ニュータウン事業の推進

多摩ニュータウン事業については、再生に向けたまちづくりを推進するとともに、地元市等との調整を行い宅地販売の促進に努められたい。

7 横田基地の軍民共用化の推進

横田基地の軍民共用化の早期実現に向け、日米協議を推進するよう、国に対して強く働きかけられたい。また、都としても共用化を実現するため、あらゆる取組を推進されたい。

住宅政策本部関係

1 民間住宅対策

- (1) 東京において約4割の世帯が居住する民間賃貸住宅については、賃貸借に関する紛争を未然に防止し、安心して貸し借りできる賃貸住宅市場の確立に向け、「賃貸住宅紛争防止条例」の定着に努められたい。また、東京の活力を支えるファミリー世帯の職住近接を促進するとともに、防犯対策やバリアフリー等にも配慮した、質の高い賃貸住宅の普及を図られたい。
- (2) マンションの適正な管理を促進するため、優良マンション登録表示制度の改善や管理状況届出制度の適切な運用と活用により区市町村と連携した、管理組合の機能強化に向けた施策を講じられたい。また、単独での建替えが難しい老朽マンションも多く存在していることから、まちづくりと連携した建替えの促進に取り組まれたい。
- (3) 環境負荷の少ない都市を実現するため、住宅の長寿命化や省エネ・再エネの促進に取り組まれたい。
- (4) 住宅セーフティネット法の制度を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅への登録意欲が高まるような取り組みを進め、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進に努められたい。
- (5) 高齢者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築に資するよう、住宅施策と福祉施策を融合したサービス付き高齢者向け住宅の供給を着実に進められたい。
- (6) 子供を生み育てる環境整備のため、子育て世帯向けの設備を備えた子育てに適した優良な住宅の供給促進を、区市町村とも連携して着実に進められたい。
- (7) 災害・停電時にも最低限の生活を継続可能な住宅の普及促進を図られたい。
- (8) 防災の視点も含めた空き家の利活用促進に向けて、区市町村の地域特性に応じた取組への支援や民間活力を最大限活用した情報提供の充実に努められたい。また、空き家の所有者に対して管理の重要性を周知するとともに、地域特性等を踏まえた適切なアドバイスを行えるよう、専門家を活用した相談体制の構築、ワンストップの相談体制を備えた窓口の整備など、きめ細かい支援を行われたい。
- (9) 行政内部での利用に限定されている「所有者不明の空き家の固定資産税情報」を関係団体に開示できる取組を促進されたい。

- (10) 区市町村と連携し、民間分譲マンションの耐震診断及び改修の支援を行うとともに、管理組合に対して専門家を派遣し、きめ細かな助言を行うなど、耐震化の促進を積極的に図られたい。

2 公営住宅等の整備

- (1) 都営住宅の適正かつ公平で効率的な管理に努められたい。子育て世帯や高齢者世帯などの住宅困窮者に確実に住宅を提供できるよう、住宅政策審議会の答申で提言された施策を推進されたい。
- (2) 高齢者、障害者、ひとり親家庭などの住宅困窮者に対する都営住宅への優先入居を引き続き実施されたい。
- (3) 居住者の高齢化、単身化が進む都営住宅において、コミュニティの活性化に向けて、子育て世帯の更なる入居促進や高齢者世帯の生活支援の強化等により、多世代共生の推進に取り組まれたい。
- (4) 都営住宅居住者の利便性向上を図るため、都営住宅における宅配ロッカーの設置に取り組まれたい。
- (5) 老朽化した都営住宅の建替えについては、年間の建替え規模を 4,000 戸程度まで段階的に拡大させ、バリアフリー化された誰もが住みやすい住宅の供給を推進するとともに、用地の一層の創出や、外周道路の無電柱化に取り組まれたい。
- 都営住宅や公社住宅の建替えにより創出される用地については、子育て支援、医療、介護施設などの福祉施設の整備に加え、商業、文化施設や交流施設など、にぎわいと活気を生む様々な機能を整備して、より豊かな住生活の実現を図られたい。
- (6) 都営住宅の建替えに当たっては、現在の居住者の状況を勘案しながら、ファミリー向け住戸の整備を進めるなど、若年夫婦・子育て世帯に対する支援拡大を図られたい。
- (7) 都営住宅の併存店舗について、店舗権利者が近隣で営業継続ができる仕組みを活用し、建替えを円滑に進められたい。
- (8) 都民住宅に対して、公的住宅の役割を踏まえ、抜本的な方策を図られたい。
- (9) 地域の実情に即したきめ細かな住宅施策の展開ができるよう、区市町村との協議のうえ、都営住宅の移管を推進されたい。
- (10) 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、都営住宅の耐震化を計画的に推進されたい。

(11) 都営住宅の工事において、追加や前倒し発注など、中小企業の受注機会の増加対策を講じられたい。

環境局関係

1 東京は、気候変動に由来するとも思われるゲリラ豪雨の頻発や、大気・水環境のさらなる向上、持続可能な資源循環の実現など、様々な環境問題に直面している。

また、一国に相当するエネルギーを消費する東京は、エネルギーの効率的利用や水素社会の実現をリードするなど、規模に見合った社会的責務を果たすことが求められている。

都は、世界の大都市の責務として、2050年にCO2排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定したが、コロナ禍という未曾有の危機と対峙しながら、未来に向けて確かな一歩を進め、サステナブルな社会を実現するため、ゼロエミッション東京に向けた各施策に取り組み、持続可能な都市を構築されたい。

- (1) 「大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」等の着実な運用により、省エネルギーと気候変動対策の推進を図られたい。
- (2) 都内の中小規模事業者が気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を推進し、気候変動対策の普及を図るとともに、中小企業の省エネルギー対策へのさらなる支援に向けて、地域の多様な主体と連携を図りながら、取組を推進されたい。
- (3) 都内の中小規模事業所の多くを占めるテナントビルの省エネ化を進めるため、ビルオーナーとテナントが協働できる省エネ対策の普及を促進されたい。
- (4) 中小企業等のコロナ禍における換気による空調の効率低下・エネルギー消費量の増加等を踏まえ、省エネ設備等の導入を推進されたい。
- (5) エネルギー効率の向上や災害時の地域の自立性向上に向け、オフィスビル等へのコージェネレーション設備の導入や、地域での熱・電気の面的利用に必要なインフラ整備に対する支援策を推進されたい。
- (6) 東京都地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした地域や家庭における地球温暖化防止活動の展開で培った仕組みを活用し、節電や省エネルギーの定着のための取組への支援を推進されたい。
- (7) 家庭の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、家庭におけるエネルギー消費割合の高い機器の買替を促すための支援策に引き続き取り組まれたり。
- (8) F I Tに頼らず家庭の中で再エネ電力を活用する自家消費を進めるため、災害時の電源確保にも有用な蓄電池の購入への支援策に引き続き取り組まれたり。

- い。また、エネルギー自立性向上にも資する、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池（エネファーム）及び太陽熱利用システムの一層の普及促進にも努められたい。
- (9) 合理的な省エネルギーの更なる推進のため、家庭や中小規模事業者における照明のLEDランプ化を、区市町村と連携し推進されたい。
 - (10) 自転車シェアリングの広域的な展開や物流の効率化等の地域特性に応じた環境交通施策など、自動車に起因する環境負荷の低減や快適な都市環境の形成に向けた施策を総合的に推進されたい。
 - (11) 「建築物環境計画書制度」等により、建築物の新築時及び大規模改修時に建築物の省エネルギー性能の一層の向上を図るとともに、一定の新築建築物への太陽光発電設備設置義務化にあたっては、共同住宅が多い東京の地域特性等を十分踏まえて取り組むこと。
 - (12) 都有施設における省エネルギー対策の実施や再エネ設備の導入・再エネ電力の利用など、都庁の率先行動を徹底して行うとともに、環境学習や普及啓発行動を充実し、節電や省エネルギーの定着と低炭素社会への転換を促進されたい。
 - (13) 住宅用太陽光のFIT買取期間（10年間）の終了に伴い、順次「卒FIT」を迎える家庭が発生するが、卒FITにより、太陽光パネルが撤去されないよう、都のイニシアティブで都有施設において有効活用されたい。
 - (14) 既存住宅における断熱性能を向上させるため、熱の出入りが大きい開口部である窓や玄関ドアの断熱改修等への支援策に引き続き取り組まれない。また、従来よりも優れた断熱性能などを有する高水準の省エネ住宅の支援策に引き続き取り組まれない。
 - (15) 都民・事業者による再生可能エネルギー電力の更なる利用を促す仕組みづくりや、選択意欲を喚起する普及啓発を進め、再生可能エネルギーの導入拡大を推進されたい。
 - (16) エネルギーの脱炭素化に向け、エネルギーの地産地消や地域防災性の向上にも資する、事業者による自家消費型の再生可能エネルギー発電システムや熱利用システムの導入に対する支援策を推進されたい。
 - (17) 家庭における再生可能エネルギーの導入を推進するために、住宅所有者の初期費用を軽減する等、太陽光発電設備の普及策を検討されたい。
 - (18) 水素エネルギーの利活用に向け、燃料電池自動車の普及、燃料電池バスの導入や水素ステーション整備に対する支援策のほか、燃料電池トラック等の商用車両の早期社会実装化に向けた取組を着実に推進されたい。

- (19) 既存のガソリンスタンドへの併設整備に向け、中小ガソリンスタンド事業者に対して、水素ステーション整備に必要な情報提供や運営のための技術力を身につけるための支援に引き続き取り組まれない。
- (20) 多くの都民が集まる観光地などにおいて、水素エネルギーを活用したライトアップを実施するなど、水素エネルギーの有用性や安全性をPRされたい。
- (21) 再生可能エネルギーを用いたCO₂フリー水素の活用へ向けて、関係部署とも連携して取組を進められたい。
- 2 地域の実情に即したきめ細やかな取組により地域の環境問題へ対応するためには、都と区市町村が一体となって環境政策を推進することが必要である。このため、区市町村が自らの創意工夫を活かしながら継続的・安定的に事業に取り組むことができるよう財政的な支援を継続されたい。
- 3 資源循環型都市を構築するため、事業系廃棄物のリサイクルの促進や、食品ロスや使い捨てプラスチックなどの削減、再生砕石や再生骨材コンクリートなどの再生品の利用促進などに、区市町村や関係事業者団体と連携して取り組まれない。
- 4 廃プラスチックの処理については、CO₂排出量の削減を目指し、都民、事業者、区市町村等と連携し、サーマルリサイクルからより高度なリサイクルへの転換を促していくよう、包装容器プラスチックと製品プラスチックの一括回収促進に向けた区市町支援も含め、積極的に取り組まれない。
- 5 法で定められた処分期限等を踏まえ、PCB廃棄物の適正処理・保管対策を進めるため、適正処理の促進及び適正管理の指導徹底について引き続き努力されたい。
- 6 資源の持ち去り行為の防止や集団回収事業の維持のため、区市町村の取組を支援されたい。
- 7 区と連携して焼却灰の有効利用や不燃ごみの資源化等を推進し、最終処分場の延命化を図られたい。

- 8 区市町村における資源の循環や廃棄物の適正処理などを支援するため、ごみ減量化対策事業及び廃棄物処理施設整備事業に対する助成に、積極的に取り組まれない。
- 9 産業廃棄物の不適正処理を防止するため、処理業者の第三者評価制度の普及を図るとともに、広域的監視体制を強化し、不法投棄対策を積極的に展開されたい。
- 10 東京都災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、人材育成・普及啓発等について引き続き取り組まれない。
- 11 緑の量の確保に加え、生物多様性に配慮した質の高い緑の確保を推進し、在来植物を用いた緑化等により、多様な生物を呼び戻す施策の具体化を、区市町村や民間事業者などのさまざまな主体と連携するなどして、積極的に進められたい。
- 12 国土保全、水源涵養、自然環境の保全など森林の持つ公益的機能を回復するため、間伐を行う森林再生事業や水の浸透を高める枝打ちを着実に推進し、花粉発生源対策にも資するとともに、針広混交林化を目指し荒廃した森林の再生に取り組まれない。
- 13 都内に残された貴重な自然地である保全地域の着実な公有化や、そこに生息・生育する希少な動植物の保護対策などを、積極的に進められたい。
- 14 保全地域は都内に残された貴重な緑であるが、丘陵地に位置し、住居に接するものも多いことから、土砂災害警戒区域における適切な安全対策等を着実に進め、都民の安全・安心の確保に努められたい。
- 15 東京に残された貴重な自然として指定した保全地域などの緑の維持管理にあたっては、意欲ある地元自治体やボランティア団体、住民、企業などと連携を図られたい。
また、都民による自然活動体験の機会を拡充すること等により、新たな活動人材の確保・育成を積極的に図られたい。

- 16 良質な緑が一層多く創出・保全されるよう緑化計画書制度・開発許可制度を着実に運用するとともに、質の高い緑を確保した開発を促していく手法について検討されたい。
- 17 外来種対策や固有種・希少種保護などの取組を進め、世界的にも貴重でかけがえのない小笠原諸島の自然を、保護と適正利用との両立を図りながら、次世代に継承していくための対策を着実に講じられたい。
- 18 ヒアリなど人的被害を及ぼす外来生物について、区市町村の緊急的な駆除に対応できる体制の整備や、駆除に対する取組を着実に支援されたい。
- 19 多摩地域におけるニホンジカ等の野生鳥獣による農業被害や生活環境被害、生態系への影響を軽減するため、生息状況調査等を実施し、効果的な防除対策を検討されたい。
- 20 大島町で生息数が増加している特定外来生物キョンについて、捕獲効率の良い方法を検討し、防除対策を一層強化して、固有植物や農作物の食害等の被害を軽減、更には撲滅に向けた取組を着実に講じられたい。
- 21 利島村においては、森林病害虫エダシャクが今後、大量発生した場合に備え、引き続き実効性のある対策を講じられたい。
- 22 都内の国立公園、国定公園など自然公園において、きめこまやかな情報提供を行うビジターセンター等の施設、自然の植生を守るための遊歩道、安全・安心な利用のための柵・橋などの整備を行い、自然の保護と適正利用の徹底を図られたい。
- 23 豊かな自然環境の保全を図りつつ、さらなる利用促進・地域振興を図ることを目的として策定した新たな自然公園ビジョンに基づき、民間事業者のノウハウも活用しながら、早期に必要な施策については対応を図られたい。
- 24 人体への影響が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）について、引き続き都民への分かりやすい情報提供に努めるとともに、大気中微小粒子状物質検討会の検討結果も踏まえ、東京の実態に即した効果的な対策に取り組まれ

たい。

- 25 化学物質対策については、法に基づくPRTTR制度はもとより、環境確保条例で規定した法対象外の事業者をも含めた都独自の化学物質適正管理制度を、事業者の実情に応じた水害対策に係る支援策を講じるなど着実に推進されたい。また、光化学スモッグの原因となるオキシダントの発生を抑制するため、事業者団体とも連携し、実効性の高い揮発性有機化合物（VOC）対策を推進されたい。
- 26 大気環境の更なる改善を図り、後世に誇れるクリーンで美しい東京をつくるため、環境確保条例に基づくディーゼル車規制などの単体規制を推進するとともに、東京都内へのNO_x・PM法不適合バスの流入規制が早期に実施されるよう国に働きかけをされたい。
- 27 自動車からのCO₂排出量を大幅に削減するため、電気自動車などのゼロエミッションビークル（ZEV）の普及を促進する補助制度の更なる拡充や充電設備を整備するための支援を図られたい。
厳しい経営環境にある中小事業者が買換えなど低公害・低燃費車を導入する際の融資あっせん制度及びハイブリッドバス・ハイブリッドトラック導入の支援を実施されたい。
また、エコドライブの推進に向けた取組を関係団体と連携して実施するとともに、貨物輸送評価制度の評価事業者の拡大に向けた取組を実施されたい。
- 28 ハイブリッド自動車等の環境性能が高く、誰もが利用できるユニバーサルデザインのタクシーの普及を積極的に推進されたい。
- 29 新幹線や在来線の鉄道騒音、道路交通騒音及び航空機騒音の調査等に適切に対処されたい。
- 30 土壌汚染対策については、中小事業者の負担軽減の観点に立って、土壌汚染処理技術フォーラムの開催などの取組を継続することにより、合理的な土壌汚染対策に関する情報を広く周知するとともに、土壌汚染対策アドバイザー派遣制度の取組を継続するなど、事業者の個別の状況に応じたきめ細かい支援を図られたい。

- 31 東京湾の水質を一層改善するため、赤潮調査や東京都内湾の水生生物調査の実施など、実態を把握するとともに、窒素・リン等の排出抑制指導を徹底すること。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高度処理型合併浄化槽の一層の普及促進に努められたい。
- 32 魅力的な水辺空間を創出するため、水質の浄化に取り組むとともに、河川、地下水、湧水の水量確保等、水循環にも十分配慮し、関係区市町村と緊密に連携して総合的に施策を推進されたい。
- 33 2020年オリンピック・パラリンピック大会のレガシーともなる、潤いと安らぎのある都市環境を創出するために、花と緑の東京募金を活用するとともに、区市町村と連携し、「花と緑」を活かした緑化の取組を積極的に進められたい。
- 34 微細ミスト等を活用し、ヒートアイランド現象に伴う暑熱環境の改善に向けた取組を一層推進されたい。

福祉保健局関係

1 新型コロナウイルス等感染症対策の充実・強化

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画及び都行動計画を踏まえ、医療従事者用感染防止防具や個人防護具等の備蓄、合理的な PCR 検査の実施、地域における医療連携体制の充実など、変異株の発生、感染の再拡大に備えた体制を構築すること。
- (2) 3回目接種への取組が始まったワクチン接種について、国と連携し、都内区市町村の取組を踏まえ、効率的な接種体制を都内全域で構築するとともに、安心して追加接種できるよう情報発信を強化し、あわせて、コロナ長期化を視野に、継続的・安定的な接種に必要な財源確保について国への働きかけを行われたい。
- (3) 感染状況の急激な拡大に迅速かつ的確に対応するため、入院医療病床数の確保・拡大を進め、看護師等の医療従事者を継続的かつ計画的に確保する体制を構築するとともに、人材を派遣する医療機関への補助を充実すること。
- (4) 宿泊施設での療養、自宅での療養に関して、障害者、高齢者など生活支援を必要とする方、育児や就労など療養中の生活維持に課題を抱える方など、療養者の実態を踏まえた支援策を充実・強化すること。
- (5) 陽性が判明し自宅療養中の方の健康観察を迅速に実施できるよう、保健所やフォローアップセンターに加え、地域医療機関等との連携・協力体制を強化すること。
- (6) 感染拡大時における高齢者施設等でのクラスター発生の未然防止など、感染拡大を抑制する取組を迅速に展開できる体制を整備すること。

2 高齢者の地域生活と自立への支援

- (1) ケアを必要とする高齢者が、身近な地域の中で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームの着実な整備に努められたい。
- (2) 地域支援事業が円滑に行われるよう区市町村等における取組の支援をはじめ、介護予防にかかる総合的な施策を推進されたい。
- (3) 認知症施策について、地域生活を支える社会資源のネットワークづくりへの支援や、医療機関同士、さらには医療と介護の連携体制の構築に向けた取組や、早期診断・早期対応の仕組みづくりをより一層推進するとともに、都民への認知症に関する正しい知識の普及啓発を強化されたい。

- (4) 介護保険制度における都独自の「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業」を適切に推進されたい。
- (5) 「高齢者虐待防止・養護者支援法」の趣旨を踏まえ、早期発見・迅速な対応を支援するため、区市町村や介護保険事業者等の人材育成を図られたい。
- (6) 特別養護老人ホームが介護保険制度のもとで、自立的経営を進め、サービスの向上や経営改善を図ることができるよう、「特別養護老人ホーム等経営支援事業」を着実に推進するなど、特別養護老人ホームの補助制度の充実を図ること。
- (7) 特別養護老人ホームの計画的な整備や、身近な地域での在宅サービスの基盤整備を図るため、区市町村が行う地域密着型サービス拠点の整備を促進するとともに、ショートステイや介護専用型有料老人ホームの設置促進を図られたい。
- (8) 都市部における低所得で見守り等が必要な高齢者が低額な料金で利用できる都市型軽費老人ホームの整備促進を図られたい。
- (9) 友愛実践活動や、東老連健康づくり大学校を含む老人クラブ健康教室事業など、東京都老人クラブ連合会の活動に対する助成を充実強化されたい。
- (10) 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に高齢者分野の地域福祉サービスに取り組めるよう、包括補助制度の充実を図られたい。
- (11) 地域包括支援センターが地域包括ケアの拠点としての機能を発揮できるよう、センターの機能強化に向けた区市町村の取組を支援されたい。
- (12) 高齢者の熱中症リスクを高める要因の一つである電力不足や節電については、先行きが不透明な状況であるため、戸別訪問や猛暑避難場所（シェルター）の設置など、区市町村の取組を支援されたい。
- (13) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターについては、中期目標に基づき、着実に事業を推進されたい。
- (14) 経済連携協定（EPA）に基づいて受入をしている外国人介護福祉士候補者、介護職種の外国人技能実習生及び留学生に対し、社会福祉施設等と連携し、今後も受入支援に取り組まれたい。
- (15) 介護保険施設等において、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、介護人材の確保・育成を支援されたい。
- (16) 高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実に取り組まれたい。

- (17) 介護サービス情報の公表制度においては、利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法とするとともに、事業者にとっても過重な負担とならないよう、配慮すること。
- (18) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うソーシャルディスタンス確保やデジタル化推進という社会環境の変化に高齢者が取り残されないよう、対面支援が必要な高齢者の実態に則した対策を進めること。

3 子育て環境の整備

- (1) 区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する子供家庭支援施策について包括補助により支援されたい。
- (2) 東日本大震災で得た教訓を踏まえ、区市町村における保育所等の防災対策など、子供と子育て家庭に対する安全安心確保を図られたい。
- (3) 保育所の待機児童の解消と質の向上を図るため、保育の実施主体である区市町村、さらには事業者が行う取組を広く柔軟に支援されたい。
- (4) 保育サービスの拡充に向けて、保育人材の確保・育成・定着を図る必要があるため、保育士等の就職支援や資格取得支援、保育従事職員の宿舍借り上げ支援及びキャリアアップ支援などの取組を充実されたい。
- (5) 官民一体となって社会全体で良好な子育て環境を作り上げる機運を高めていくために必要な取組を充実されたい。
- (6) 社会全体で子育てを支えるため、都の出えん及び都民等からの寄附による基金を活用し、特定非営利活動法人や企業が実施する様々な取組を支援されたい。
- (7) 子ども・子育て支援法等に基づく第二期計画の着実な推進を図られたい。
- (8) 企業等の次世代育成に対する取組を支援するとともに、仕事と子育ての両立支援に対する事業主の意識付けを図るため、事業所内保育への支援を行われたい。また、区市町村が企業等と連携し事業所内保育の定員の一部を活用して待機児童解消を図る取組に対して支援を行われたい。
- (9) 教育・保育ニーズの多様化に対応するため、就学前の教育・保育を一体的にとらえ、一貫して提供する認定こども園の設置促進を図られたい。
- (10) 多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、大都市の特性に合わせた都独自の基準による認証保育所を推進するとともに、小規模保育や家庭的保育事業の充実を図られたい。また、広域的な保育所利用を可能とするため送迎ステーションを設置する区市町村の取組に対して支援を行われたい。

- (11) 認証保育所等の質の確保・向上を図るための取組を充実されたい。
- (12) 保育所等の耐震化を一層推進するため、改修及び改築に際して必要となる仮設設置の土地借料や、保育施設の非構造部材の耐震化について、事業者への支援を図られたい。
- (13) 病児・病後児保育を促進するため、地域の資源を活用したネットワークづくりや病児・病後児保育施設を活用した地域支援、地域の保育施設と連携したお迎えサービスや自治体間の広域利用による児童の受入など、病児保育事業のサービス向上に向けた区市町村の取組を支援されたい。
- (14) 学童クラブについては、都民のニーズに応える都型学童クラブ事業などにより区市町村の取組を支援されたい。
- (15) 児童相談所において、児童虐待相談に的確に対応していくため、児童福祉司など専門職員の増員を図るとともに、区市町村や保健分野との効果的な連携や、全庁一丸となった虐待防止対策の推進など、児童相談所の更なる体制強化をされたい。

また、「子供家庭総合センター」において、福祉・警察・教育の各相談機関の連携による相談機能の向上を図り、次代を担う子供とその家庭への総合的・専門的な支援を行われたい。

- (16) 医療機関における虐待対応力を強化し、児童虐待への早期発見・早期対応を行うため、医療機関における院内虐待対策委員会の立上げを促進するとともに、医療従事者の資質向上のための研修を積極的に行われたい。
- (17) 社会的養護が必要な子供について、虐待を受けたことのある子供や情緒障害等の重層的な問題を抱えた子供が増加している。これらの児童に対して、手厚い支援を行う専門機能強化型児童養護施設の拡充を図られたい。

また、民間児童養護施設での受入れが困難な、虐待による重篤な症状を持つ児童をケアするための体制整備を進められたい。

- (18) できる限り良好な家庭的環境での養育をさらに進めるため、児童養護施設が施設の小規模化を図り、グループホームの設置を進めるにあたり、職員の人材育成や児童の支援体制を強化するための体制整備の充実を図られたい。
- (19) 養育家庭委託等を促進するため、乳児院の専門性を活用した支援体制を整備するとともに、委託後の子供たちが健やかに成長できるよう、状況把握や手厚いサポートを行うため、社会的養育推進計画策定に基づき、フォスターリング機関の活用など、里親支援の充実を図られたい。

- (20) 養育家庭と並ぶ家庭養護の一形態である、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、質の確保を図りつつ、設置を促進するため、支援の充実を図られたい。
- (21) 児童養護施設等で育つ児童への自立支援を強化するとともに、施設を退所した児童が共同生活を営む場である自立援助ホームの設置を促進し、就労定着支援の充実を図るなど、ケアリーバーの自立支援を強化し、施設退所者の社会的自立を促進されたい。
- (22) 児童養護施設等において、児童虐待や発達障害等の課題を持つ児童や大学進学を希望する児童が増加するなど、施設に求められる取組が時代とともに変化していることから、施設が入所児童の状況に合わせた取組を行えるよう支援の充実を図られたい。
- (23) 常時医療・看護が必要となる乳児の社会的養護における受け入れ体制を強化するため、乳児院の医療体制整備を図られたい。
- (24) 社会的養護を必要とする児童に対する安定的な支援体制を確保するため、児童養護施設等における職員の宿舍借り上げ支援の充実を図られたい。
- (25) 被措置児童等への虐待防止・対応等、権利擁護に関する取組を強化されたい。
- (26) 身近な相談窓口としての区市町村の子育て支援の機能を更に高めるため、「子供家庭支援センター」の人材育成の充実や機能強化を図られたい。
- (27) 地域における子供と家庭の支援を充実するため、パートタイム勤務等保護者の就業形態の多様化に対応する定期利用保育事業や、通院、介護、その他理由を問わないで利用できる一時預かり事業の促進を図られたい。
- (28) 虐待を受けた子供や非行の子供などをはじめとする要保護児童をできるだけ早く発見し、適切に保護するため、「東京都要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関・団体との連携を強化していくとともに、区市町村における同協議会の活用促進を図られたい。また、児童虐待防止に向けた普及啓発の取組の充実を図られたい。
- (29) 区市町村が地域の実情に応じて、ひとり親家庭に対する柔軟な支援施策を展開できるよう支援されたい。
- (30) 女性相談センターの一時保護利用者の支援の充実を図り、配偶者からの暴力被害者のニーズに応えるための施策の充実を図られたい。
- (31) 地域の子育て支援の一層の拡充を図るため、地域子育て支援拠点の整備を促進するとともに、利用者支援や地域支援の実施など機能強化を図る区市町村の取組を支援されたい。

- (32) 育児不安の軽減や子供の心の安らかな発達の促進を支援するため、電話相談（小児救急電話相談）や母子保健研修など子育て支援体制の充実に努められたい。
- (33) 全ての子育て家庭に対し、妊娠期から出産・子育て期まで専門職による切れ目のない支援を行う「とうきょうママパパ応援事業」の促進を引き続き図られたい。
- (34) 福祉・保健・医療の連携により、周産期から乳幼児期を通じ、地域全体で、要支援家庭に対し、子育て支援等の適切な支援を行い、児童虐待の発生予防・早期発見を図られたい。

4 障害者の自立生活への支援

- (1) 障害者が、地域で自分のライフスタイルに合った暮らし方が選べるよう、障害者（児）施策の一層の推進を図られたい。
- (2) 障害者総合支援法について、利用者への都独自の負担軽減策の実施や、事業者への制度の周知など、法の円滑な実施に際して必要な措置を講じられたい。
- (3) 障害への理解を促進するため、広く都民に対して普及啓発を実施するとともに、障害者の差別解消に向け、必要な体制整備や普及啓発を行うこと。
また、義足や人工関節を使用している方、内部障害者や難病の方など外見から援助や配慮を必要としていることがわからない方が、「ヘルプマーク」により周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう普及啓発を図ること。
- (4) 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、障害者が安心して生活できるような基盤整備を着実に実施するとともに、特別助成を令和5年度まで継続すること。
また、借地を活用し施設の整備を行う事業者への借地料の支援を図られたい。
- (5) 区市町村が地域の実情に応じて、主体的に障害者分野の地域福祉サービスに取り組めるよう、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の充実に努められたい。
- (6) 入所施設に対し、施設入所者を地域移行に結びつけるための支援を行うとともに、障害者が、入所施設から希望する地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等への移行後の相談援助等に対する支援等を通じて、地域生活移行の推進を図られたい。

また、グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を

送ることができるよう支援すること。

- (7) 障害者が可能な限り地域で自立して生活できるよう、株式会社等多様な事業者の参入促進などにより、知的障害者の地域における生活の場であるグループホームの設置促進を図られたい。あわせて、地域のグループホーム間の連携を強化するとともに、グループホームの従事者に対し研修を実施することで、障害者に対する援助の質の向上を図られたい。
- (8) 身体上、行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行っているグループホームの体制の整備を図られたい。
- (9) 障害者が、地域において安全に暮らしていけるよう生活の場であるグループホームの防災対策への支援の充実を図られたい。
- (10) 障害福祉サービスに従事する人材を確保するため、福祉人材等の確保・定着・育成に向けた施策を充実されたい。
- (11) 就労支援機関の雇用導入期の企業へのアプローチやマッチング等のスキル向上のための支援や障害者雇用の実現に向けたステップアップとなる実習事業による就労支援機関と企業間の連携強化を行うことにより、障害者の就労支援策の充実を図られたい。
- (12) 就労支援機関と医療機関の連携を強化し、精神障害者の就労定着支援の充実を図られたい。
- (13) 就労支援協議会において関係各局や民間企業などとの連携を強化し、障害者の一般就労を推進されたい。
- (14) 就労継続支援事業所等の工賃水準の向上に対する一層の支援を図られたい。また、受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する支援や自主製品の普及・販売促進のための支援を実施するとともに、広域的な共同受注の促進を図られたい。
- (15) 就労継続支援 A 型事業所に対し企業的経営手法の導入を図ることで、事業所の適正な運営を支援されたい。
- (16) 「障害者（児）ショートステイ事業」や「ホームヘルプサービス事業」の拡充、特にショートステイの開設準備経費等への補助など、在宅の障害者（児）への支援を充実されたい。
- (17) 現行の障害者施策では十分に対応できていない発達障害に対して、関係機関の連携や支援機関に従事する専門的人材の育成、家族への支援など地域における発達障害者支援体制の確立に向け、体制の充実を図られたい。

- (18) 高次脳機能障害者への支援を行うため、地域において高次脳機能障害 に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図ること。
- (19) 障害者に対する情報バリアフリー化を図り、I T利用を促進するため、障害者のためのI T講習会・I Tサポーターの派遣等を行うサポート事業を推進するとともに、自費によるデジタル機器購入が困難な経済状況にある障害児のいる家庭への支援に、区市町村と連携して取り組まれない。また、都庁内において、I C Tを活用した遠隔手話等のサービスの活用を促進されたい。
- (20) 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制整備などを図られたい。
- (21) 在宅の障害児支援の充実を図るため、児童発達支援センターや、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの設置を促進するとともに、報酬改定の影響を受けている放課後等デイサービスへの支援を充実されたい。
- (22) 在宅の重症心身障害児（者）への療育支援を充実されたい。また、重症心身障害児（者）施設で働く看護師の安定確保のため、看護師の育成や配置を支援する取組を実施されたい。
- (23) 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、「医療型」通所事業を拡充するとともに、身体障害者及び知的障害者通所施設を活用した「地域施設活用型」通所事業の実施を推進し、また、適切な療育環境を確保するため、区市町村に対する支援を図られたい。
- (24) 在宅の重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケアを実施している区市町村の支援を図られたい。
- (25) 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう体制の整備を図られたい。
- (26) 児童発達支援センターにおける地域支援の取組を支援し、障害児を地域で支援できるよう体制の整備を図られたい。
- (27) 精神科救急医療体制について、全ての急性期患者が病状に合わせた適切な医療を速やかに受けられるよう、今後とも施策の充実に努められたい。
- (28) グループホームの整備や、就労支援など精神障害者の福祉施策を拡充し、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るための施策を推進されたい。
- (29) 精神障害者の自立と社会参加を促進し、精神障害者福祉の向上を図るため、精神障害者保健福祉手帳による支援策が講じられるよう関係機関へ働きかけられたい。

- (30) 薬物依存者等やその家族に対して、相談から専門医療及び社会復帰までの総合的な支援体制を整備されたい。
- (31) 措置入院者等が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられるよう、都の事情を踏まえた支援を図られたい。
- (32) 長期入院患者が地域で自立して生活できるよう、円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関における退院支援のための精神保健福祉士の配置促進、精神科医療機関と地域との相互理解及び地域援助事業者等との連携強化の推進により、地域での対応力の強化を図り、病院から地域への円滑な移行を促進されたい。
- (33) 身近な地域において、精神障害者が治療を継続し、安心して地域で生活していけるよう、区市町村等と連携した訪問型支援の実施や精神疾患に関する地域医療連携体制の整備などを図られたい。
- (34) 精神科医療と一般救急との円滑な連携の構築や、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、地域の精神科医療機関の相談、受入体制を整備されたい。
- (35) 大規模災害等の緊急時において、専門的なこころのケアが迅速かつ円滑に行われるよう体制の整備を行うとともに、被災病院に入院している患者を安全に転院させる体制の整備を図られたい。

5 医療提供体制の整備

- (1) 平成29年度に改定、令和3年度に中間見直しを行った東京都保健医療計画に基づき、東京都地域医療構想の達成に向けた取組の着実な推進に努められたい。
- (2) 公立病院運営費補助について、病院の経営改革の取組を促進するため、引き続き現行制度による運営支援を行うとともに、公立病院の医療機能の強化のため、施設整備への補助を充実されたい。
- (3) 民間医療機関の療養環境の改善等を図るため、医療施設近代化施設整備費補助の充実を図られたい。
- (4) 患者が症状に応じた適切な医療を切れ目なく受けることができるよう、限られた医療資源の中で、循環器病や糖尿病など、疾病ごとに医療機関の機能分担と連携を推進し、医療連携体制の構築を図られたい。
- (5) 循環器病について、急性期医療を終えた後も医学的な管理が必要な患者が安心して療養することができるよう、その円滑な連携に必要な回復期リハビリテーション病床等の確保に努められたい。また、地域医療構想に基づき

地域で不足する医療機能等の充足に向けて、病床機能の転換・増床を検討・実施する医療機関に対して、施設整備に要する経費の助成に加え、経営面や機能面等、多角的な転換支援策の充実を図られたい。

- (6) 医療機関間の連携を推進するため、ICT を活用して情報共有に取り組む医療機関に対する支援の充実を図られたい。
- (7) 自宅での療養生活を希望する患者が安心して療養生活を送れるよう、区市町村における在宅療養への取組の支援や、訪問診療を行う医師の確保、病院・在宅療養に携わる多職種間での連携の推進、在宅医・訪問看護ステーションの連携促進など、在宅療養の充実を図られたい。
- (8) がん周術期の患者などに対する口腔ケアの普及によって、口腔内合併症の予防や生活の質の向上を図るとともに、より専門的な知識を有する人材の確保・育成に努められたい。また、在宅歯科診療に必要な設備整備など在宅歯科医療の確保を図られたい。
- (9) 平成29年度に改定した「東京都がん対策推進計画」に基づき、今後の高齢化の進展によるがん患者の増加を見据えた、がん対策の一層の充実を図るとともに、緩和ケアの推進、小児・AYA世代のがん対策の充実、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援等、新たな課題に対応する施策の強化を図られたい。
- (10) 医療機関情報システムにより、都民が医療機関の選択に必要とする情報提供の充実を図るとともに、都民の医療に関する理解促進に努められたい。
- (11) 医療と介護の一層の連携を進めるため、地域リハビリテーション支援センターを中核とした地域でのリハビリテーション体制の構築や、介護リハビリテーションとの連携を強化するとともに、東京都リハビリテーション病院の機能強化など、リハビリテーション提供体制等の充実を図られたい。
- (12) 安全・安心な医療提供体制を確保するため、院内感染の発生及び拡大防止に向けた各病院の取組を支援されたい。
- (13) 高齢化の進展など、社会構造の変化に伴い今後一層の増加が見込まれる救急搬送に対応するため、東京都指定二次救急医療機関の確保や、東京都地域救急医療センターの充実に努めるとともに、高齢者や入院患者等の病態に合った搬送体制を含む二次救急医療体制の強化を図られたい。
また、救急医療機関の入院患者等の在宅移行支援を行うとともに、在宅療養患者等の容態急変等にも対応可能な、地域における医療体制の構築を進められたい。

- (14) 救命救急センター等に対する運営費・整備費補助の充実を図られたい。
- (15) 小児初期救急については、実施主体である区市町村が、地域の実情に即して効果的に取り組めるよう支援を充実し、都内全域での診療体制を整備されたい。また、小児二次救急医療体制については、引き続き確保に努めるとともに、救急外来において緊急性の高い小児救急患者を迅速かつ適切に治療につなげるため、トリアージシステムの導入・普及に努められたい。
- (16) 救命救急センターとの連携により、重篤な小児救急患者を迅速に受入れ、治療を行う「こども救命センター」の安定的運用に努め、小児三次救急医療体制を強化されたい。また、こども救命センターからの退院を支援するコーディネーターを引き続き配置し、住みなれた地域での療養生活の実現を支援されたい。
- (17) 限られた小児医療資源を効果的・効率的に活用するため、こども救命センターを中核とした一次から三次までの医療機関相互のネットワークを構築されたい。
- (18) N I C Uについては、出産年齢の高齢化に伴うハイリスク妊産婦・新生児数がいまだ多い状況等を踏まえて必要病床数を確保するとともに、地域周産期母子医療センターにM F I C Uを整備するなど、周産期医療体制の一層の充実に努められたい。
- (19) 24時間365日体制で、母体救命対応が必要な妊産婦を必ず受入れ治療を行う「スーパー総合周産期センター」や、都内全域を対象に搬送調整を行う「周産期搬送コーディネーター」の安定運営に努めるとともに、災害時における小児・周産期医療体制を構築されたい。
- (20) N I C UやG C Uに入院する小児患者等の在宅への円滑な移行を進めるため、患者家族が必要な技術・知識を取得する訓練等を行う在宅移行支援病床や、訪問看護事業所と連携した外出・外泊訓練等の取組み、患者家族のレスパイトケアの環境整備を支援されたい。
- (21) 周産期母子医療センターを中核として、リスクに応じた機能分担と連携を図るため、周産期医療ネットワークグループの構築を推進されたい。
- (22) 周産期母子医療センターにおいて、N I C U等の入院期間が長期に渡る小児患者を対象としたコーディネーターを配置し、早期の在宅への移行等を支援するとともに、在宅移行後、地域で安心して療養生活を送れるよう、地域の診療所を始め医療・福祉サービスが連携した支援体制の構築を図られたい。また、小児等在宅医療の推進に向け区市町村が地域の実情に応じた取組が行えるよう支援されたい。

- (23) 一次分娩取扱施設における産科救急対応力の強化を図られたい。
- (24) 周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を強化するための対策を図られたい。
- (25) 「東京都地域防災計画」に基づき、大規模災害時における円滑な医療救護活動を確保するため災害医療コーディネーター等を組み入れた広域的な関係機関の連絡体制の強化や、発災時における電源確保策などへの支援により、災害拠点病院・災害拠点連携病院の機能強化を図るとともに、二次保健医療圏や区市町村など地域における災害時医療体制についても検証、強化する仕組みを支援・構築し、災害時医療体制に万全を期されたい。
- (26) N B C災害、大規模交通事故等が発生した場合、災害現場に出動し、その場で救命処置を行う災害医療派遣チーム「東京DMA T」を計画的に養成・確保するなど、24時間対応可能な緊急医療体制等の整備に努められたい。
- (27) 東京を訪れる外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人旅行者等への医療情報提供体制の充実を図られたい。
- (28) 令和元年度に策定した「東京都医師確保計画」に基づき、確保に困難をきたしている小児科・産科等の医師について、将来にわたって安定的な確保が可能となるよう、引き続き、都の特性に合った総合的な医師確保対策を講じられたい。
- (29) 多摩・島しょの公立病院・診療所に対し、都が医師を派遣する「東京都地域医療支援ドクター事業」を着実に推進されたい。
- (30) 都内の診療所の医師に対する小児科臨床研修や地域における研修会等の充実を図るほか、指定二次救急医療機関（小児科）の医師・看護師の対応力向上を図ることにより、地域の小児医療の更なる強化を図られたい。
- (31) 看護師等養成所の運営費補助を引き続き実施するとともに、看護師修学資金貸付の充実を図るなど、看護職員養成対策の充実を図られたい。
- (32) 看護職員の離職防止・定着を図るため、地域における看護師確保の中心的役割を担う就業協力員による医療機関の業務改善などの取組支援を強化するとともに、看護師宿舎及び勤務環境改善の整備費補助や、院内保育施設の運営費補助など、看護職員定着に向けた施策の一層の充実を図られたい。
- (33) 島しょ看護職員の離職防止・定着を図るため、島しょ看護師定着促進事業の一層の充実を図られたい。また、島しょ町村における医療従事者の確保策への一層の支援を図られたい。

- (34) ナースバンク事業や、看護職員地域就業支援病院等における復職支援研修など、看護職員再就業対策の充実を図られたい。
- (35) 准看護師の看護師資格取得のための通信教育への支援を推進されたい。
- (36) 経済連携協定（EPA）に基づいて受け入れる予定である外国人看護師に対し、国際協力の観点から、都内医療機関及び看護師養成所と連携し、受入支援を推進されたい。
- (37) 柔道整復師委託講習会に対し、適切な助成をされたい。
- (38) 歯科技工士及び歯科衛生士委託講習会に対し、適切な助成をされたい。
- (39) 専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上のため、看護職員のキャリアアップに向けた支援を促進されたい。

6 都民の総合的な保健サービスの向上

- (1) 都保健所においては、地域における保健衛生行政の中核機関として、地域保健医療の企画・調整や健康危機管理など、広域的、専門的、技術的拠点の一層の強化を図られたい。
- (2) 区市町村が地域の実情に応じて主体的に保健医療サービスに取り組めるよう、現行の補助制度の充実を図られたい。
- (3) 都民の健康寿命の延伸に向け、「東京都健康推進プラン21（第二次）」に基づき、地域の実情に合わせた区市町村等の自主的な取組への支援を図るとともに、都としても効果的な施策に取り組まれたい。
また、その取組の一層の充実を図るため、それを担う人材の育成を推進されたい。
- (4) 未成年者や妊婦に対する喫煙防止対策や、喫煙と健康についての正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、令和2年4月から、改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことから、受動喫煙防止に向けた取組を推進されたい。
- (5) 健康増進法に基づき区市町村が行う各種健康増進事業の一層の充実・強化を図られたい。
- (6) ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療に向け、予防から治療までの総合的な施策を、推進されたい。
- (7) 自殺を社会全体での取組が必要な課題と捉え、自殺念慮・未遂者への危機介入や遺族への支援、自殺問題に関する理解促進を目指した普及啓発活動など、自殺対策の総合的な取組を推進されたい。

- (8) 区市町村や職域のがん検診の実施を促進するとともに、検診に従事する人材の能力向上や普及啓発の強化を通じて、検診の受診促進を図られたい。
- (9) 難病認定対象疾病の拡大を、引き続き国に働きかけるとともに、都独自の難病医療費助成について適切に対応されたい。
- (10) 在宅難病患者のための人材養成や訪問看護事業、一時入院事業の充実、全ての難病患者に対する難病医療ネットワークの構築を図られたい。
- (11) 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う「難病相談・支援センター」について、相談体制の強化など充実を図られたい。また、難病患者に対し、就労を始めとした生活面の支援の充実を図られたい。
- (12) 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時要配慮者対策を進めること。併せて、災害等の停電時における安全確保のため、人工呼吸器の電源確保を図ること。
- (13) 臓器移植の普及啓発活動の一層の充実と、骨髄提供希望登録者数増加のための施策の推進を図られたい。
- (14) 介護保険利用等助成事業の推進等、原爆被爆者対策の充実を図られたい。
- (15) 東友会に委託している被爆者の健康指導事業について、より一層の充実を図られたい。
- (16) 国民健康保険制度改革により都が新たに財政運営の責任主体と位置付けられたことを鑑み、特別区及び市町村国民健康保険事業の健全な運営を確保するための適切な助成を行うとともに、都繰入金の交付により、適切な財政調整を図られたい。
- (17) 国民健康保険組合に対する助成については、国民健康保険組合ごとの財政状況を勘案し、適切な助成策を講じられたい。
- (18) 広域連合が実施する後期高齢者に対する健康診査に対し、引き続き必要な予算措置を講じられたい。
- (19) 平成20年度から保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導について、区市町村国民健康保険との均衡も考慮し、国民健康保険組合についても、引き続き必要な予算措置を講じられたい。
- (20) 区市町村の保険料（税）収納率向上に向けた取組を総合的に支援するため、都繰入金を活用するなど、支援策の充実を図られたい。

7 多様化する健康危機への機敏な対応

- (1) 食品の安全に関する各種情報の収集や、広域流通食品・輸入食品に対する監視・検査を的確に実施し、食品による健康被害を未然に防止するための対策の充実に努められたい。また、食品表示の適正化の推進や都内流通食品等の食品中の放射性物質のモニタリング検査を継続されたい。
- (2) 食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供を推進するとともに、都民・事業者・行政の間でのリスクコミュニケーションの充実を図り、都民の食に対する安心・信頼の確立に努められたい。また、引き続き外国人に向けた情報提供の充実にも努められたい。
- (3) 食品衛生法の改正を踏まえ、事業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に対応できるよう、事業者の自主管理に対する積極的な取組を促進されたい。
- (4) 食品安全条例に基づき、生産から消費に至るすべての段階で関係局が一層連携し、食品の安全確保に努められたい。また、その運用にあたっては、危害の未然防止とともに事業者の過剰な負担とならないよう配慮されたい。
- (5) 乱用が懸念される薬物の監視強化及び青少年を対象とした普及啓発の強化など、薬物乱用防止対策の充実を図られたい。
- (6) 都民の健康と安全を確保するため、インターネットによる危険ドラッグの流通実態の把握に努めるとともに、海外流行製品を含めた規制・監視の強化を図られたい。また、警視庁や国と連携した指導・取締りの強化に加え、有害性を広く普及啓発する等、危険ドラッグ根絶に向けた総合的な対策を推進されたい。
- (7) 薬局の夜間・休日対応をはじめ、薬局機能に関する情報提供の充実を図るとともに、薬剤師に対する講習会の内容を拡充し、健康相談に幅広く対応するなど、医薬分業の質的向上を図られたい。
- (8) 医療事故防止のため、医療機関における医薬品や医療機器の安全確保対策の充実を図られたい。
- (9) 健康食品による健康被害の未然防止を徹底するため、都民への普及啓発及び事業者指導の充実を図られたい。
- (10) 飲用水の安定確保や衛生管理の向上のため、クリプトスポリジウムなどの病原性原虫対策を含めた簡易水道事業等の基盤強化のための施策を推進されたい。
- (11) ダイオキシン類などの有害化学物質対策を的確に実施するため、健康影響調査等の充実強化に努められたい。また、食品中の化学物質に関する実態

- 調査を引き続き実施されたい。
- (12) 環境中の放射線モニタリングを継続するとともに、都民に対しわかりやすく情報提供するなど、引き続き都民の放射能に対する不安解消を図られたい。
 - (13) 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、アレルギー疾患対策を総合的に推進し、患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備等、施策の充実を図られたい。また、花粉症の予防・治療対策を総合的に推進し、都民の健康被害の軽減を図られたい。
 - (14) 動物愛護精神の涵養や適正飼養等に係る普及啓発、飼い主のいない猫対策を推進するとともに、保護した動物の新たな飼い主への譲渡を拡大し、動物の殺処分ゼロを継続するための施策の充実を図られたい。また、動物愛護管理施策の中核を担う動物愛護相談センターの機能の強化を図られたい。
 - (15) 麻しんの排除状態の維持、先天性風しん症候群の発生防止と風しん排除のため、引き続き麻しん、風しん患者の発生動向等情報の把握や関係者への情報の提供を行うとともに、予防接種率の向上並びにワクチンの安定的供給に向けた取組を進められたい。
 - (16) HIV／エイズのまん延防止のため、普及啓発活動や相談検診体制の強化を図るとともに、医療体制の確保や医療従事者の研修、療養支援体制の確保など、各種施策を積極的に展開されたい。
 - (17) 結核病床が減少する状況において、結核医療が行政的医療であることを踏まえ、必要な医療体制を確保するとともに、結核罹患率の改善に向け、感染予防の取組を強化されたい。
 - (18) 健康安全研究センターについて、新たな感染症の脅威・薬物の乱用・頻発する食中毒など様々な健康危機への対応を着実に進められたい。また、試験検査の充実強化や調査・研究の積極的推進、情報の収集解析及び発信機能の強化を図られたい。
 - (19) 大気汚染医療費助成制度の運用にあたっては、引き続き患者の方々への影響に十分配慮されたい。
 - (20) がんに対する都民の健康不安を解消するため、これまでに開発されたがん診断の基盤技術を応用し、がんの次世代診断法や治療薬の実用化に向けた研究を進められたい。

8 新たな福祉の推進

- (1) 多様なサービスの提供主体の参入を図り、競い合いを通じて質の高いサービスを提供するとともに、利用者保護・支援などにより、誰もが安心してサービス選択、利用ができるよう努められたい。
- (2) 福祉サービス利用者が、安心して、多様なサービスの中から必要なサービスを主体的に選択できるよう、「福祉サービス第三者評価システム」や「福祉情報総合ネットワーク」の推進に努められたい。
また、福祉サービス利用者等への総合的な支援の充実のために「福祉サービス総合支援事業」を推進されたい。
- (3) 成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村による成年後見制度推進機関の運営を支援するとともに、制度の普及・定着に必要な事業を推進されたい。
- (4) 「福祉のまちづくり」を推進するため、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーや、都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーに係る取組、住民参加による建築物や公園等の点検・改修等を行う区市町村に対して支援するとともに、民間事業者と連携するなどして、積極的な普及啓発に取り組まれたい。
- (5) 福祉人材の確保に向けては、仕事の魅力ややりがいを積極的にPRするとともに、働きやすい職場環境づくりに向け、事業者の取組を支援されたい。また、福祉人材の育成にあたっては、政策目標達成のために緊急に取り組むべき事業の着実な推進を図るとともに、事業者が自らの責任で主体的に従事者の育成に取り組めるよう支援されたい。
- (6) 民間社会福祉施設サービス推進費補助について、施設の実態を把握し、都民ニーズに対応した補助制度とするよう配慮されたい。
- (7) 都民の安心の支えとなる社会福祉施設については、入所者等の安全確保につながる施設の耐震化について、補助事業の実施期間を十分に確保することを含め、事業者への積極的な支援を図られたい。
- (8) 老朽化した社会福祉施設等の建て替えを促進するため、さらなる都有地活用を推進すること。
- (9) 利用者の安心の確保のため、社会福祉法人が運営する施設・事業所に対する指導検査について、区市の取組を支援されたい。

9 生活福祉施策の推進

- (1) 区市町村が地域のニーズに応じ、柔軟に在宅サービス等の事業を推進するための「地域福祉推進事業補助」を促進し、区市町村による地域福祉推進を支援されたい。
- (2) 地域の中で民生委員・児童委員の活動に協力できる人材を確保し、地域福祉力の向上を図るための取組を推進されたい。
- (3) 被保護者の抱える問題の複雑化・困難化等に対応できるよう福祉事務所の体制強化に関して必要な措置を講じるよう国に強く要請すること。
- (4) 路上生活者が自立し、地域で安定した生活を営むことができるよう、路上生活者対策事業について着実な推進を図られたい。
- (5) 東京都戦没者霊苑事業及び戦争犠牲者の慰霊巡拝助成事業の拡充を図られたい。
- (6) 保険医等講習事務委託事業の充実を図られたい。
- (7) 低所得者・離職者等に対して、生活・住居・就労相談等の施策を実施するとともに、生活困窮者自立支援法の主体となる区市の取組を支援すること。
- (8) 矯正施設退所予定者のうち、高齢であり又は障害を抱え自立が困難な者等に対して、出所後ただちに福祉サービスにつなげることを目的とする地域生活定着促進事業を推進し、矯正施設退所者の社会復帰を支援すること。

病院経営本部関係

1 都の医療政策推進への貢献

- (1) 地方独立行政法人東京都立病院機構設立に向けた準備を着実に進め、独立行政法人化後の行政的医療の安定的・継続的提供とともに、高度専門医療など各病院の特徴を際立たせることで、地域医療の更なる充実に努めること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染状況に応じた病床確保、職員の専門能力の育成、院内感染対策の強化に取り組まれない。
- (3) 医療環境が急速に変化する中で、全ての都立病院が継続的かつ安定的に高水準で専門性の高い行政的医療を確実かつ効果的に都民に提供するとともに、他の医療機関等と密接に連携しながら地域医療に積極的に貢献していくため、医療体制や医療機能の充実を図ること。
- (4) 多摩地域の医療水準を向上させるため、医療拠点である多摩メディカル・キャンパスにおいて医療機能の強化を図るほか、リハビリテーション医療など多摩地域に不足する医療や、がん、心疾患・脳血管疾患等の血管系疾患など今後増加が見込まれる医療に対する提供体制を充実させるとともに、難病患者への対応についてもさらに強化を図ること。
- (5) 都心部唯一の基幹災害拠点病院である広尾病院の改築・整備に際し、災害医療機能を強化、島しょ医療の充実を図り、首都東京の安心を支える責務を果たすこと。また、工事期間中も診療機能・災害拠点病院機能の維持に万全を期すること。
- (6) 駒込病院、墨東病院、多摩総合医療センターにおいて、がんゲノム医療の推進や診療設備の拡充など、高度で先駆的な医療を提供することにより、がん医療のさらなる充実を図ること。
- (7) 小児総合医療センターにおいて、小児救急医療、小児がん医療、移行医療など、都の小児医療の拠点としての役割を引き続き果たすとともに、重症患者の受入の実施など、多摩地域の小児医療体制の一層の充実を図ること。
- (8) 松沢病院で認知症疾患医療センターの着実な運営を行うほか、患者の社会復帰を一層支援するなど精神科医療の充実を図ること。

2 安全・安心で質の高い医療の提供

- (1) 電子カルテシステムの更新により、診療業務の安定的・効率的な運用を確保するとともに、強固な情報セキュリティ環境の構築を図ること。

- (2) オンラインによる患者相談や外来・会計の待ち時間のWEB発信など、病院におけるDXを積極的に推進し、より一層の患者サービス向上に努めること。
- (3) 患者の療養生活を総合的に支援していくため、「患者支援センター」において、各病院の医療機能や実情に応じて、地域との連携を図りながら、円滑な転・退院や在宅移行、治療と仕事の両立に向けた相談支援機能を強化していくこと。

3 地域の医療提供体制の確保・充実への貢献

- (1) 地域医療構想の実現に向け、民間医療機関や他の公的医療機関等との適切な役割分担と連携を推進するとともに、ICTを活用した診療情報の共有や地域の医療機関との人材交流など、地域の実情に応じて取り組むこと。
- (2) 都立病院の医療機能や人材を活用し、地域の高齢者等に医療や予防、健康づくりに関する啓発を行い、地域包括ケアシステムの構築を支援すること。

4 専門性が高く良質な医療人材の確保・育成

- (1) 急性期医療、高度・専門医療に積極的に取り組み、安定的で良質な医療サービスを提供していくため、「東京医師アカデミー」により次代を担う若手医師の確保・育成を図ること。また、育児等で離職した医師の復職支援に取り組むこと。
- (2) 「東京看護アカデミー」によるキャリア開発を支援する仕組みをさらに充実させることで、質の高い看護職員の確保、育成及び定着を図ること。また、コメディカル職種について、学会認定資格等の資格取得支援を行うことにより、医療の高度化・専門化に対応できる職員を育成すること。
- (3) 事務職員について、医療や病院経営に関する各種研修・講座等への派遣や資格取得支援等を通して、病院を運営していく上で必要な知識と実践的な経営能力を備えた職員を育成すること。

5 サステイナブルな病院運営体制の構築

- (1) 都立病院が、医療環境の変化に適切に対応し、今後も安定的・継続的に行政的医療を提供していくため、経営力の強化や経営分析力の向上に向けた取組を行い、健全な経営基盤の確立に努めること。
- (2) 都立・公社病院の地方独立行政法人化に関しては、高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた「行政的医療」の提供及び地域医療の充実への貢

献という本来の役割を堅持するのはもちろんのこと、特に、地域の意見も聞きながら適切な役割分担のもとで、しっかり地域のニーズを捉えた病院運営ができるよう検討を進められたい。

- (3) 医療の高度化・専門化が進む中で良質な医療を提供し、安定的な運営を継続していくため、コメディカル職種へのタスクシフトを推進するなど、医師・看護師の業務負担軽減を図るとともに、ICTや先端技術等を活用し都立病院ならではの働き方改革を推進すること。

6 都民にわかりやすく病院の状況を見える化

都立病院の役割や医療情報などについて、都民にわかりやすい情報の発信に努めること。

7 公社病院等の運営

- (1) 公益財団法人東京都保健医療公社病院は、地域の中核病院として他の医療機関と緊密に連携し、地域医療の充実に努めること。また、都立病院とともに、地域の医療ニーズに応じて、新型コロナウイルス感染症等の感染症医療や精神科医療などの行政的医療に積極的に対応すること。
- (2) 収益の確保や費用の節減などにより安定的な経営基盤を確立すること。

産業労働局関係

1 中小企業・金融対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を長く受けてきた都内中小企業の業況は非常に厳しい状況が続いている。こうした中、中小企業の資金繰りに支障をきたすことがないように、制度融資の預託金や信用保証料補助等について引き続き十分な規模を確保するとともに、コロナ禍での借入の返済負担へ配慮するなど、中小企業への支援に万全を期されたい。
- (2) 中小零細企業者に対する地域の金融機関と連携した新たな金融支援策について、利用者の資金需要に確実に応えられるよう十分な規模を確保されたい。
- (3) 中小企業が多様な手段により資金調達を行うことができるよう、売掛金や機械設備などの動産を幅広く担保として活用するABL制度について、利用の促進を図られたい。
- (4) 女性、若者、高齢者などがそれぞれの地域社会で起業を行う場合の資金確保を強力に後押しする創業支援制度を着実に実施されたい。
- (5) 地域の小規模企業が安定的に事業を継続し、新事業に前向きに取り組めるよう、商工会議所等に設置している支援拠点を核とした支援を着実に進め、関係機関との連携のもと、企業が地域で持続的な経営活動を展開できるよう取り組まれたい。また、経営者の高齢化が進み、事業承継への取り組みが急務となる中、地域内での事業承継が円滑に進むよう着実に支援を実施されたい。
- (6) 経営基盤の一層の強化に向け、既に事業計画を有する中小企業をフォローアップするなど、専門家を活用した経営課題の解決を充実すること。また、感染症収束後を見据えた中小製造業の企業変革を後押しするとともに、コロナ禍による影響を受けた飲食事業者の収益基盤を確保する取組を支援するなど、新たな支援に取り組まれたい。さらに、展示会やオンライン、クラウドファンディングの活用による販路開拓など、受注機会の確保に向けた効果的な支援策の充実を図られたい。また、有明体操競技場について、都内中小企業の振興に資する展示場としての有効活用に向け、着実に取組を進められたい。
- (7) 取引上の地位を利用した不当な利益侵害を中小企業が被らないよう、下請企業対策の充実に取り組みられたい。特に、大企業の働き方改革による下請企業へのしわ寄せを防止するための対策を講じられたい。また、感染症拡大による影響なども踏まえ、下請企業の競争力強化など、万全の備えをされたい。

- (8) 大型店の出店、消費者ニーズの多様化、店主の高齢化など、商店街を取り巻く環境が大きく変化する中、商店街自らが知恵を絞り、将来を見据えた新たな取組を展開できるよう、専門家を活用した支援に引き続き取り組まれない。
- (9) 買物の場のみならず、地域コミュニティの核として重要な役割を果たす商店街が、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジできるよう、新たな商店街づくりや、成功事例の創出に向けた計画策定からその実行までの伴走支援に新たに取り組むとともに、キャッシュレス化の推進をはじめとするデジタル化の取組への支援を重点的に推し進めるなど、商店街振興に積極的に取り組まれない。
- (10) 地域の賑わいづくりやまちの活性化など、商店街の取組を一過性のものとせず、地域の中に根付かせていくため、商店街が地域団体等と連携して実施する取組を支援されたい。また、外部の専門人材を活用し、まちづくりの視点に立った商店街再生への支援に引き続き取り組まれない。
- (11) 商店街を取り巻く環境の変化を踏まえ、後継者の育成や若手・女性などの新規開業者への支援に引き続き取り組まれない。
- (12) 多摩の中小企業が、先端技術を有する企業や大学、研究機関が多数集積する地域のポテンシャルを活かし、これまでの成長産業分野に加え、今後成長が期待されるゼロエミッション分野においても、より高いレベルの技術開発・製品開発に取り組むことができるよう、マッチングや参入・開発機会の創出など、中小企業と大学等との連携に向けた支援を充実するとともに、多摩地域のイノベーションを牽引する代表的なプロジェクトを次々と生み出せるよう支援の強化を図られたい。
- (13) 広域的産業交流の中核機能を担う多摩産業交流センターの開業に向けた準備や、開業後に賑わいが創出できるよう着実な運営を図られたい。
- (14) 多摩地域での大規模な生産工場の都外への転出により、その周辺地域の中小企業の集積が崩れることがないように、多摩と区部を含めた工場の移転や改修等に対する企業へのサポートに取り組まれない。また、都内への立地を希望する企業への情報提供を行う企業立地相談センターのPRに取り組まれない。
- (15) 東京全体の産業活性化の一層の推進のため、区市町村による地域産業活性化に向けた施策の立案に対する支援に引き続き取り組まれない。また、都内の各自治体に取り組む地域の産業力強化や社会構造の変革への対応に対する支援を着実に実施されたい。

- (16) 優れた技術などを持ちながら後継者不足や過剰債務等により廃業や転業を余儀なくされる中小企業が、実効性の高い事業承継や事業再生などを実現できるよう、M&Aの活用支援や後継者が承継を機に更なる経営の発展に向け意欲的に取り組むためのサポートを行うなど、事業承継の施策を充実されたい。また、地域金融機関の営業店ネットワークを活用した事業承継や、コロナ禍で経営が悪化した企業の経営の立て直しに向けた支援を着実に実施されたい。
- (17) 技術の高度化・複雑化が進む中、都内中小企業がものづくりの力を発揮し、新しい日常などに対応した新事業分野創出につなげられるよう、大企業等で進むオープンイノベーションを活用した支援を着実に実施されたい。また、中小企業の技術力を活用した新たな技術・製品の開発を後押しするとともに、新事業展開を図る中小企業の知財戦略への支援を一層充実されたい。さらに、ポストコロナに対応した新サービスの創出に向けた支援策を引き続き講じられたい。
- (18) 市場規模の拡大が見込まれる医療機器産業分野への中小企業の参入促進に向け、マッチングの後押しに加え、高度医療機器開発などの支援に引き続き取り組まれたい。また、中小企業によるIoT、ロボットなど成長分野における新技術・新製品開発を引き続き支援するとともに、生産性向上に向けたデジタル技術の導入・活用を強力に推進されたい。
- (19) 航空機関連の法規制等への対応や品質管理体制の整備などの支援や、産業技術研究センターにおける技術支援に引き続き取り組まれたい。また、少子高齢化や健康志向の高まりの中、今後成長が期待されるヘルスケア産業への中小企業の参入を後押しするため、バイオ技術を活用した製品開発を引き続き支援されたい。さらに、食品を取り巻く技術ニーズの多様化を踏まえ、産業技術研究センターにおける技術支援により、企業の製品開発を後押しされたい。
- (20) 東京の産業活力を高めるため、中小企業におけるDXの推進や競争力の強化につながる支援策を講じるとともに、事業承継を契機としたイノベーションや事業の多角化を図ろうとする中小企業の設備投資が意欲的に図られるよう強力に後押しされたい。
- (21) 東京の開業率10%台の達成に向け、都内の起業・創業を加速度的に促進していくため、創業時の必要経費の補助や創業の場の確保、東京創業ステーションによるワンストップサービスの提供などを着実に実施されたい。また、成長段階のスタートアップに対する様々な課題解決の後押しや、国内外の企

- 業等との連携などの総合的な支援、知的財産の活用に向けた後押しなどに取り組みたい。さらに、次代を担う若者が起業にチャレンジできるよう小中学校等における起業家教育や、シニア層の創業促進など、多様な層に対する支援策を引き続き実施されたい。
- (22) 多摩地域における開業率の向上に向け、新たに設置した「TOKYO 創業ステーションTAMA」における支援を着実に進められたい。
- (23) 経済のグローバル化が進展し、海外での販路開拓や事業展開の重要性が高まる中、成長著しいアジア新興国の需要取り込みに向けた海外でのオンライン展示会への出展やテストマーケティングの支援、デジタルツールを活用した情報発信力の強化など、都内中小企業の販路開拓に対する中小企業振興公社の支援策を充実されたい。また、タイの支援拠点を中心とした ASEAN における現地支援に加え、中小企業が海外拠点における競争力や生産性の向上を図るため、現地の幹部人材の育成に向けた支援策を引き続き講じられたい。
- (24) 海外進出を目指す中小企業に対し、海外戦略の策定や現地での戦略の検証に加え、海外拠点の設置支援など総合的なサポートを引き続き実施されたい。また、今後成長が見込まれる医療やスポーツ・健康産業分野における中小企業の海外展開を積極的に後押しされたい。
- (25) 日本のものづくりの原点である伝統工芸をはじめ、ファッション産業や日本食、コンテンツ産業など、いわゆる「クールジャパン」産業がより広く海外展開などを進められるよう、支援を引き続き実施されたい。また、東京の特産品や伝統工芸品などについて、ECサイトを活用し販路を拡大できるよう支援策を引き続き講じられたい。
- (26) 東京2020大会のレガシーを更に発展させるため、日本各地と連携した産業振興策を展開されたい。特に、全国の中小企業のビジネスチャンスの拡大に向けて、官公庁や民間企業の発注情報を幅広く提供する「ビジネスチャンス・ナビ」の更なる利便性の向上や販路拡大支援の強化を図るとともに、都内企業と全国の企業とのマッチングの機会を数多く創出されたい。
- (27) 地域の特徴ある資源を活用した中小企業の新ビジネス創出や都市課題の解決に向けた新製品等の開発に対し、きめ細かな支援に取り組みられたい。
- (28) 感染症拡大等における様々な教訓を踏まえ、発災時に中小企業や中小企業団体が事業継続を確保できるよう、個々のニーズに見合ったBCPの策定支援を強化するとともに、中小企業のサイバーセキュリティ対策に関する支援策を新たに講じられたい。また、こうした危機管理対策に必要な設備導入への支援に引き続き取り組みられたい。

- (29) 都内各地域の特色ある地場産業が将来にわたり持続して発展していけるよう、中小企業団体等が取り組む販路開拓や人材育成などへの支援を継続して行うとともに、ポストコロナを見据えたデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的な取組を後押しされたい。
- (30) 中小企業のゼロエミッションの実現に向け、普及啓発、経営戦略の策定とその実行までを総合的に支援されたい。また、その実現に貢献するベンチャーの起業・育成に向けた支援に取り組まれたい。さらに、モビリティ産業の構造変化を踏まえ、中小企業に対する技術支援を強力に展開されたい。

2 観光産業振興対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある観光関連事業者を重点的に支援する新たな仕組みを検討するとともに、事業者が行う生産性向上や新サービス等の開発、新しい日常に対応した取組を一層後押しされたい。また、観光関連事業者がDX化を図る取組や宿泊施設による需要創出の取組などへの新たな支援策を講じられたい。
- (2) 東京2020大会の施設等のレガシーを活用し、国内観光の活性化に向けた取組を実施されたい。また、新たな観光需要の創出のため、旅行業者と観光地周辺の事業者が連携して行う、旅行商品の付加価値を高める取組を開始されたい。さらに、地元や近場での安全安心な観光の魅力をアピールし、観光需要の創出につなげるための観光プロモーションに係る支援策を拡充されたい。
- (3) 高齢者や障害者の方々が不便なく安心して都内観光を楽しめるよう、宿泊施設のバリアフリー化を進められたい。また、先端技術を活用して高齢者や障害者の方々が楽しめる観光コンテンツの開発に向けた支援や、観光ボランティアの対応力を向上させる取組など、ハード・ソフト両面からバリアフリー観光の推進に向けた施策を着実に進められたい。
- (4) 地域の観光の中核である旅館の魅力向上とブランド確立に向け、地域と連携した旅行者誘致の取組や観光人材の育成などの支援を進められたい。
- (5) 観光地としての地域の魅力を高めるために、地域の自由な発想と創意工夫をより一層引き出し、特産品や旅行商品等の開発へと結びつける取組や自治体の枠を超えた広域的な取組を継続して行えるよう支援を進められたい。また、地域の特色を活かした新たな観光資源の開発を支援するとともに、東京の魅力を発信する取組を後押しされたい。

- (6) 都内各地域で特色ある観光振興を進めていく上で重要な役割を担う地域の観光団体に対し、専門家によるマーケティングを活用した支援や、地域間で先進事例を共有できる仕組みづくりなど、団体の機能強化や活性化につながる取組を後押しされたい。
- (7) 多摩島しょ地域における滞在型旅行のコンテンツ開発を支援し、新たな旅行スタイルを提供されたい。

多摩地域については、交通手段の改善に引き続き取り組むとともに、観光協会や商工団体等が広域的なネットワークを作り誘客する取組を後押しされたい。

島しょ地域については、観光産業の課題解決に向けた取組を支援するとともに、島々への旅行者への誘客や観光消費につながる取組を行うなど、島しょ観光の振興に向けた取組を充実されたい。
- (8) 伊豆諸島及び小笠原諸島の観光振興の効果を一層高めるため、観光施設の整備に引き続き取り組まれたい。また、マーケティングの支援などを引き続き進められたい。
- (9) 世界自然遺産登録により観光客が増加傾向にある小笠原諸島などにおいて、東京都版エコツーリズムを推進し、貴重な自然の保全と観光による地域振興を両立させる取組や自然公園を活用した観光振興を促進されたい。また、多摩・島しょ地域における環境に配慮した旅行コンテンツ開発等の新たな支援策を講じられたい。
- (10) 福島県の観光が風評被害により依然厳しい状況にあることを踏まえて、都として、観光振興の視点からの復興支援を継続されたい。
- (11) インバウンド需要の回復に向け、安全・安心な東京の魅力を海外に発信すること。また、観光地としての魅力の発信を強力に進めるとともに、テレビCMやオンライン広告等の媒体を活用した海外向けの発信、世界有数の国際観光都市との相互PRなどにより認知度向上を図られたい。
- (12) 東京の観光資源である日本文化を活用した観光イベントや情報発信による持続的な賑わいの創出に加え、夜間・早朝の観光資源を活用した取組への新たな支援により、旅行者の誘致促進を図られたい。
- (13) 感染症の収束後を見据え、海外競合都市とのMICEの誘致競争を勝ち抜くため、開催都市としての魅力を訴求する情報発信の強化を図られたい。また、国際会議における感染対策の支援などを実施するとともに、オンラインやハイブリッドなどの開催形態の変化や、最先端テクノロジーの導入による付加価値向上などに対応するため、MICEのDX化を推進されたい。

- (14) さらに、MICE受入施設の機能強化や人材育成に引き続き取り組むとともに、多摩地域におけるMICE誘致に向けた取組を重点的に支援されたい。

3 農林水産対策

- (1) 都市農業振興基本法の基本理念の具体化に向け、平成29年5月に策定した東京農業振興プランを踏まえ、意欲ある農業者の経営規模拡大や新規就農者の参入につながるよう、都市農業の経営力強化に向けた農業関連施設整備に対する支援に引き続き取り組まされたい。

また、農業者の高付加価値化やブランド化の取組に加え、新たな販路の開拓に向けた支援において、島しょ地域に対する取組を充実するなど支援を強化されたい。さらに、都が開発した先端技術を活用した東京に適した栽培システムの普及拡大に向け引き続き取り組まされたい。

- (2) 都内での就農希望者が農業技術を着実に習得できるよう、東京農業アカデミーでの支援を引き続き実施されたい。また、多額の初期投資が必要な新規就農者への支援や女性や学生を対象とした就農支援に加え、生産の場を提供する仕組みづくりなど、新たな農業の担い手の確保・定着に向けた取組をより一層強化されたい。

- (3) 防災や環境保全など、農業・農地の持つ多面的機能を一層発揮させる取組を行う区市町への支援を強化するなど、農地保全のための施策を着実に推進されたい。また、大都市東京に残された貴重な都市農地の減少に歯止めをかけるため、農業者が所有する宅地などの土地を活かして農地を創出する場合に対する支援や遊休農地の発生防止・解消を図る取組を引き続き推進されたい。

併せて、山村・島しょ地域における農業振興を図るために、農道や灌漑施設などの農業生産基盤を強化するとともに、獣害防止対策への支援を引き続き講じられたい。

- (4) 健全な食生活を実践できる人を育てる食育を引き続き推進するとともに、とうきょう特産食材使用店や東京島じまん食材使用店への来客促進に向けた取組を充実されたい。また、都内全域での地産地消推進に向け、東京アグリパークを活用した情報発信や、学校給食などに農産物を供給する取組の拡充を図られたい。

また、環境保全型農業を推進するとともに、プラムポックスウイルスなどの植物防疫対策に引き続き取り組まされたい。さらに、CSFや高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対する危機管理対策を強化されたい。

- (5) 東京産の農林水産物の多彩な魅力を幅広く紹介し一層の消費拡大を図っていくため、ウェブサイトや情報誌、交通広告などを通じた情報発信の取組や、飲食店等での東京産食材の活用に向けた取組に加え、東京産食材を入手しやすいシステムの構築など、取組を強化されたい。

また、伝統ある江戸東京野菜の生産拡大やPRに取り組むとともに、東京の特色あるオリジナル品種のブランド化に向けた支援を引き続き進められたい。さらに、トウキョウXのブランド強化に向けた支援や畜産農家の経営強化策に引き続き取り組まれたい。

- (6) 都民の貴重な財産である東京の森林を守り、次世代に継承していくため、これまでの花粉発生源対策の成果も踏まえつつ、森林循環を促進する観点から、民間の伐採促進や森林施業の低コスト化、製材所の機械設備導入への支援の充実に加え、伐採・搬出など専門的な知識や高度な技術が求められる主伐事業を担う技術者の育成や先進技術による林業機械等を導入するための支援など、将来を見据えた総合的な施策を展開されたい。

また、森林施業の集約化・効率化に向けた取組を推進するとともに、造林・間伐などの森林整備や林道・作業道などの基盤整備を着実に実施されたい。さらに、森林所有者情報の精緻化により、適切な森林整備を推進されたい。

併せて、東京フォレストビジョンとして示した森林・林業の将来像の実現に向け、林業事業者の新規参入や多様な経営モデルの創出の支援など、50年、100年先を見据えた総合的な施策を着実に進められたい。

- (7) 多摩産材の利用拡大に向け、保育園、小中学校など次世代公共施設やPR効果の高い商業施設での利用促進に加え、多摩産材住宅の一層の普及を図るなど、民間需要を喚起する施策を強力に推進されたい。

また、多摩産材情報センターによるPRに努めるとともに、多摩産材認証制度の安定的な運営のための体制整備を図られたい。さらに、中・大規模な建築物における木材の活用促進に向けて支援を拡充するとともに、多摩産材の生産や流通の効率化に向けた施策を引き続き実施されたい。

- (8) 国際水準の認証（JGAP等）を必須とする流通事業者等が増加していることを踏まえ、認証取得に対する支援策を引き続き講じられたい。また、都市農業の特徴を加味した東京都GAPの認証取得に向けた施設改善への支援や、認証農産物の流通を促進するためのオンライン商談会の開催などに取り組まれたい。さらに、花き・植木生産者等の競争力強化を図られたい。

- (9) 漁業経営の安定に向けて、島しょの漁業生産基盤や漁場の整備開発を一層推進するとともに、燃油価格高騰に対する対応に引き続き取り組まれたい。

また、水産業を牽引する新規就労者の確保と技術力向上に向けた支援を充実するとともに、漁業環境の回復に向けて、サメの漁業被害対策を着実に実施されたい。さらに、漁業経営の発展のため、水産資源の持続的利用を推進するとともに、栽培漁業を一層推進されたい。

併せて、東京産水産物の消費拡大を図るために、東京産水産物に対する安全・安心感を醸成し、その魅力を発信するとともに、海外市場における新たな流通経路の開拓や水産加工品の開発、魚価向上に向けたPRを実施されたい。

- (10) 内水面水産業の振興を図るため、アユが安定的に遡上するよう技術開発に取り組むとともに、河川釣り場の観光資源化等への支援や魚の遡上を阻害する水堰の土砂撤去による魚道の維持・改善に取り組まれたい。
- (11) 小笠原諸島等の海域における外国船の大規模な違法操業の発生を踏まえ、日本全体の約4割を占める排他的経済水域を擁し、国益に大きく寄与している沖ノ鳥島を含めた小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における、漁場の調査・監視、漁業操業への影響についての対応など、国等との緊密な連携のもと取組を継続し、基幹産業である水産業の振興と海洋資源の保全を図られたい。

4 雇用就業対策

- (1) 中小企業で働く人材を確保する観点から、中小企業と若年求職者のミスマッチの解消に向け、効果的なマッチングや情報提供を行うとともに、インターンシップへの支援に取り組むなど、早期から学生の企業理解を促す取組を積極的に進められたい。また、社会人としての心構えやスキルを身につけるため、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを実施するなど、若年者の就業支援に着実に取り組まれたい。
- (2) 中小企業において、正規雇用転換した社員が安心して働き続けられるようにするため、転換にあわせて労働環境整備を行った企業に対する支援に引き続き取り組まれたい。
- (3) 出産や子育て等を理由に離職した女性の再就職に向け、「女性しごと応援テラス」におけるきめ細かい就職支援を多摩地域でも展開し、充実したサービスの提供に取り組まれたい。また、女性の就業を促進するためのセミナー、相談会・合同就職面接会の開催や、テレワークを活用した女性の雇用拡大、多摩地域における子育て中の女性への再就職への支援など、多様なニーズに応じた女性の就業支援に積極的に取り組まれたい。

さらに、女性が職場で将来のキャリア形成に意欲を持って働ける機運の醸成を図るとともに、中小企業の現場において、女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めていくため、ハード整備に対する支援に引き続き取り組まれない。

(4) 企業における高齢者の就業体験の取組を充実するとともに、地域の就労支援機関と連携した就職相談等に引き続き取り組まれない。また、シルバー人材センターのイメージアップを図る取組を実施するとともに、区市町村がシルバー人材センターを活用して保育補助者を確保する取組を引き続き支援されたい。

(5) 中小企業における障害者雇用の促進に向け、企業への普及啓発や個別訪問等によるサポート、障害者の正規雇用化や処遇改善を図るための支援、障害者の職場定着をサポートする取組に加え、業界団体とも連携し障害者・企業の双方をサポートするイベントを新たに開催するなどの取組を強力的に展開されたい。

また、テレワークを活用した障害者の雇用に取り組む中小企業等に対し、採用から職場定着までの一貫した支援を引き続き実施するとともに、新たな相談窓口を設置するなど支援体制を強化されたい。

さらに、難病患者やがん患者が治療等の状況に応じて柔軟に働くことができ、職場で活躍できるよう、疾病の特性に配慮した支援策を進めるなど、障害や病状に応じたオーダーメイド型の支援に積極的に取り組まれない。

(6) コロナ禍において離職を余儀なくされた方等が早期に再就職できるよう、正社員就職に向けた就労を促進するとともに、業界団体と連携した再就職支援を拡充するなど雇用対策の強化を図られたい。また、先端IT分野等の今後デジタル人材の需要増加が見込まれる分野への就職に結び付けるための支援策を講じられたい。

(7) 人材確保に悩む中小企業に対し、採用ノウハウの付与等の集中的なサポートや支援機関と連携し各企業に最適な支援を提案するなど、中小企業の人材確保に対するきめ細かい支援に引き続き取り組まれない。また、中小企業が円滑に外国人材を活用できるよう、サポート体制の整備などの支援を継続されたい。さらに、中小企業の社内人材をDX人材として育成するための新たな支援策を講じられたい。

(8) 業界単位で人材確保や職場環境の整備を行う中小企業団体の取組に対する支援について、業種や業態の特性や業界のニーズを踏まえた取組を新たに実施されたい。

- (9) 地域における就業推進や人づくりの取組を積極的に進めていくため、外国人材の活用など、他の区市町村のモデルとなる先進的な人材確保の取組を行う区市町村への支援策を引き続き講じられたい。
- (10) 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向け、国や労使団体と連携して「働き方改革」を推進されたい。都内企業がそれぞれの状況に応じて働き方の見直しに踏み出せるようサポート体制の構築などに引き続き取り組まれたい。
- (11) テレワークが新しい日常の働き方として普及・定着していくよう集中的な広報を展開するとともに、テレワーク機器の導入や、自治体等によるサテライトオフィスの設置を引き続き支援されたい。また、テレワークの導入が困難な業種の企業等に対して、実情に合わせたきめ細やかな支援策を新たに講じられたい。また、地域の中小企業の店舗等へ小規模のテレワークコーナーを設置する取組を促進されたい。
- (12) 仕事と介護・育児の両立を図るなどの中小企業の雇用環境整備に対する奨励金支給の取組を引き続き進められたい。また、仕事と介護の両立に向けた企業への普及啓発と情報提供や、従業員に介護休業を取得させた企業への支援に引き続き取り組まれたい。さらに、育児休業取得を促進する企業の職場環境整備を推進するとともに、男性の育児休業の取得を促す新たな普及啓発に取り組まれたい。
- (13) 勤労者の雇用の安定を図るため、労使双方に対する労働教育事業や労働相談を引き続き実施されたい。また職場におけるメンタルヘルス対策にも取り組まれたい。
- (14) 地域の産業や求人ニーズに的確に対応した公共職業訓練を実施して人材を育成されたい。また、非正規社員や高校中退者向けの訓練をはじめ、建設技能人材の育成、育児中の女性の再就職を支援する訓練を引き続き進められたい。さらに、非正規労働者等にキャリア形成の機会を提供し、仕事と両立しながらスキルアップできるよう、新たな支援に取り組まれたい。
- (15) 技能者の社会評価を高め、若者が自ら進んでものづくりを目指すよう技能尊重の気運を幅広く醸成していくため、日本各地と連携し、匠の技や製品を幅広く発信する大規模なイベントを開催するとともに、ものづくり技能の総合ポータルサイトによる情報発信を強化されたい。また、ものづくり産業の人材確保に向け、地域の経済団体等と連携した新たな支援策を講じられたい。

中央卸売市場関係

- 1 経営指針で掲げた将来像の実現に向け、開設者である都の強いリーダーシップのもと、市場業者とともに、新たな市場づくりに取り組まれない。
- 2 新型コロナウイルス感染症が市場業者の経営に与える影響も大きい中、中央卸売市場が様々な機能を十分に発揮できるよう、感染防止対策を徹底するとともに、個々の市場業者の状況に応じた体系的な経営支援や、社会環境の変化に対応した市場業者の新たな取組への支援など、活力ある市場づくりに努められたい。
- 3 中央卸売市場が基幹的なインフラとしての機能を着実に果たしていくため、市場業者の方々の要望も汲み取り、市場全体を見ながら、長期的かつ計画的な視点・観点から、老朽化した施設の維持更新や各市場の特性等を踏まえた市場機能の強化など、施設整備を進められたい。
また、中央卸売市場において、社会的課題である環境負荷の低減に向けて、都のリーダーシップのもと、市場業者の理解と協力を得ながら、しっかりと取り組まれない。
- 4 豊洲市場については、さらなる魅力の創出やブランド構築に努めるとともに、市場業界との密接な連携のもと、新型コロナウイルスの感染拡大防止策など市場ルールの遵守の徹底を図り、円滑な運営に万全を期されたい。
また、千客万来施設については、50年間の事業であることを踏まえ、開業を確実に達成すべく事業者や地元区と十分に調整を進めるとともに、その間の賑わいづくりについても、しっかりと進められたい。
- 5 食肉市場については、と畜作業を支える土台となる施設の老朽化への計画的な対応やHACCP導入による高度な衛生対策を行うなど、引き続き食の安全、安心を確保し、都民に安定的な食肉供給を図っていくために必要な措置を講じられたい。
- 6 市場経由率の低下、生鮮食料品等の消費量減少等を踏まえ、産地や実需者・消費者に対し、積極的に情報発信を行い、取扱量等の増加を図られたい。

7 多摩地域の地方卸売市場については、都民生活を支える公共的役割を踏まえつつ、施設整備費補助制度等の充実を図り、生鮮食料品の安定的な供給に努められたい。

8 市場会計が市場業者の使用料収入などによって賄われていることを踏まえ、市場業者の経営に配慮をしながら、市場の健全な運営を確保していくため、内部努力の徹底をはじめとしたコスト縮減、効率的な資金運用、財産の有効活用など、強固な財政基盤の構築に取り組まれたい。

建設局関係

1 安心で暮らしやすい社会の実現

- (1) 1時間に50ミリの降雨に対応するための中小河川の護岸、調節池、分水路の整備を積極的に推進されたい。

同時に、近年発生している1時間100ミリを超える局地的かつ短時間の集中豪雨にも対応するため、中小河川の新たな「整備方針」に基づく整備を一層推進し、既設の調節池を連結した広域調節池による調節機能の流域間相互融通など、効果的な対策を実施することで、水害の早期軽減を図られたい。

- (2) 区市町村と連携した水害情報の提供など、ソフト対策も含めた総合的な治水対策を推進されたい。

- (3) 東部低地帯において、地震・津波等による水害から、都民の生命や暮らしを守るため、河川施設整備計画に基づき、水門や堤防等の河川施設の耐震・耐水対策を着実に推進されたい。

また、隅田川や中川などで、大地震に対する安全性を高め、都民が河川と身近に触れあえるスーパー堤防やテラスの整備を推進されたい。

- (4) 平成25年10月の台風26号による甚大な土砂災害が発生した大島町において、引き続き中長期対策を着実に実施されたい。

また、土石流やがけ崩れの危険が高い箇所について、土砂災害警戒区域等に指定し、砂防ダムや法面防護など土砂災害防止施設を整備されたい。また、地元区市町村と連携して、危険箇所の住民への周知や避難体制の整備など、ソフト・ハード連携した対策を推進されたい。

- (5) 延焼遮断帯を形成するなど、防災上、整備効果の高い都市計画道路である木造住宅密集地域の特定整備路線について、地権者や居住者への生活再建支援策の充実ときめ細かな対応を図り、事業を推進されたい。

- (6) 道路の無電柱化を積極的に推進し、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図り、安全安心で魅力ある東京の早期実現に向け、整備促進を図られたい。あわせて、面的な無電柱化を推進するため、区市町村が施行する無電柱化事業について、財政的支援を図り、都内全域で無電柱化を推進されたい。

- (7) 災害時に救出・救援活動の拠点となるよう、非常用発電設備や夜間照明など、避難場所としての施設整備を充実し、都立公園の防災機能のさらなる強化を図られたい。

- (8) 地震災害に備えて、緊急輸送路の確保や橋梁補修など、災害に強いまちづくりと防災体制の充実強化に万全を期されたい。

2 国際競争力と経済活力の強化

- (1) 東京が世界で一番の都市として日本を牽引し続けるために、道路など都市基盤施設の早期整備は不可欠であり、基盤整備に必要な財源である補助金・社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金など、地方自治体の都市基盤整備の財源を安定的かつ継続的に確保し、東京に必要額を確実に措置するよう、国に対して強く働きかけられたい。
- (2) 高速道路料金については、環状道路の利用促進、利用者の負担軽減など、首都圏を一体的にとらえ、道路ネットワークを最大限に利活用し、利用者にとっても効率的で利用しやすい料金体系を、国策として実現するよう、積極的に、国に要請すること。
- (3) 防災機能の強化にも寄与し、都市づくりの基本となる道路整備については、都市の骨格を形成する幹線道路、地域幹線道路、山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備をそれぞれ推進するとともに、特に、放射第25号線や環状第2号線など区部の放射・環状方向の道路や、府中所沢・鎌倉街道線など多摩の南北方向の道路、新青梅街道など多摩の東西方向の道路を重点的に整備促進されたい。
- (4) 東京外かく環状道路については、事業推進に必要な事業費を確保し、早期整備に向け工事の安全性に十分配慮しつつ、事業の推進を国などに強く求めるとともに、都においても引き続き用地取得を積極的に進めるなど必要な協力を行われたい。
- (5) 地域分断の解消や交通渋滞の緩和に多大な効果のある道路と鉄道の連続立体交差事業については、西武新宿線や京王京王線、京浜急行本線などの整備を促進されたい。
- また、その他の踏切対策として、道路の立体交差化を推進し踏切の解消を積極的に図られたい。
- (6) 道路交通の安全確保のため、歩道整備や交差点改良、道路標識等の整備を促進されたい。
- 特に、交通渋滞の解消に効果の大きい「交差点すいすいプラン」については、さらなる整備促進を図られたい。

3 魅力ある都市づくり

- (1) 緑化については、都民に憩いや潤いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象の緩和などに資するものであり、緑豊かな世界一美しい東京の実現を図るため、高井戸公園や野山北・六道山公園などで都立公園の造成を推進されたい。
- (2) 恩賜上野動物園をはじめとする動物園等について、「都立動物園マスタープラン」に基づき、魅力向上を目指し、各園の特色を生かした展示施設の充実を図るとともに、飼育支援、繁殖機能を強化するための施設の整備などを進められたい。
- (3) 区部霊園の再生整備や無縁墳墓の改葬整理を推進されたい。
- (4) 都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するため、交通管理者や区市町村と連携し、都道だけでなく、国道や区市町村道と一体的に整備を図られたい。
- (5) 交通量の増大や車両の大型化に伴う路面の破損、亀裂などによる騒音、振動を防止するため、路面補修の充実を図るとともに、ゼロ都債を活用して工事の平準化を図られたい。
- (6) ヒートアイランド対策としての遮熱性舗装、保水性舗装や騒音低減により効果のある二層式低騒音舗装などの環境対策型舗装、街路樹などの道路緑化や水辺空間の緑化について積極的に推進し、良好な都市環境の創出を図られたい。
さらに、夏季の木陰確保や魅力ある都市景観を創出されたい。
- (7) 幹線道路沿いの生活環境保全を図るため、遮音壁などの防音施設の整備を図るとともに、緩衝建築物助成や防音助成など、沿道住民への環境対策の充実を図られたい。
- (8) 隅田川を中心として、テラスの連続化や照明施設の整備など、にぎわいあふれる水辺の創出に向けた取組を展開すること。

4 都市基盤の適切な維持管理

- (1) 道路、河川、公園など都市基盤施設について、安全・安心の確保や快適な都市空間の提供など、施設本来の機能を十全に発揮させるとともに、良好な状態で将来世代へ継承していくことができるよう、適切な維持管理・更新に努められたい。

あわせて、ゼロ都債を積極的に活用し、計画的、効果的な維持管理を実施

するとともに、工事発注の前倒しと平準化を図られたい。

- (2) 橋梁やトンネル、地下調節池や分水路などの維持管理に当たっては、更新時期の平準化や費用の低減を図るため、予防保全型の管理を推進し、効率的な維持管理や施設更新に努められたい。

5 市町村支援など

- (1) 地域にとって重要な多摩の道路整備について、地元市と協力して、第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業により一層の促進を図られたい。
- (2) 多摩・島しょ地域のまちづくりを推進するため、市町村が施行する道路整備や公園整備などの土木事業に対する補助を充実されたい。
- (3) 公共事業の施行により移転を余儀なくされた関係権利者に対し、移転資金の貸付、代替地の確保、公営住宅の斡旋など、生活再建のための施策を推進されたい。

特に、木造住宅密集地域における特定整備路線については、引き続き民間の専門事業者を活用した相談窓口の設置や移転資金貸付金の金利優遇などの特別な支援策を講じられたい。

港湾局関係

- 1 首都圏の産業と生活を支える東京港の機能強化を図るため、新たなコンテナふ頭の整備、既存コンテナふ頭の再編及び内貿ユニットロードふ頭整備などを進めるとともに、道路ネットワークの強化やふ頭周辺の交通混雑対策など物流効率化に向けた取組を推進されたい。
- 2 国内外の主要港と同様、2隻の客船が同時に寄港できる体制を確保するなど、首都東京の海の玄関口にふさわしい客船ふ頭を整備されたい。また、積極的な客船誘致に取り組まれたい。
- 3 地震・津波・高潮などの災害から都民を守るため、水門・防潮堤等の耐震強化など、海岸保全施設の早期整備を推進されたい。また、発災時における応急対策活動の要となる緊急輸送ルートを確保するため、道路の無電柱化や防災船着場整備に取り組まれたい。
- 4 汚泥しゅんせつの継続的な実施など、運河の環境対策に取り組むとともに、干潟などの自然環境の保全や、臨海地域を緑の拠点とするために、中央防波堤内側埋立地に「海の森」を整備するなど、引き続き海上公園の整備を推進されたい。
- 5 水辺の賑わいを創出するため、水辺に親しむことができる地域の観光拠点を舟運で結ぶ取組を進めるとともに、船着場周辺地域との連携を図るなど、舟運を活性化されたい。
- 6 東京港における最後の廃棄物処分場である新海面処分場については、埋立容量の増大やしゅんせつ土砂の広域利用等による延命化を図るとともに、引き続き護岸整備に取り組まれたい。
- 7 臨海副都心の開発に当たっては、東京2020大会のレガシーを活かすなど、快適で賑わい豊かな魅力あるまちづくりのモデルとなるよう取り組まれたい。

- 8 島しょ住民の生活の安定や産業の振興を図るため、島しょの港湾・漁港・空港などの整備を推進するとともに、船客待合所の建替えなど、海と空のみならずまちづくりに取り組まれない。
- 9 島しょにおいて、海岸保全施設や緊急輸送用岸壁の整備による防災対策の取組を強化されたい。
- 10 本土と島しょ間の交通の確保や島しょ住民の生活の安定を図るため、離島航路・航空路補助等の充実を図られたい。

交通局関係

1 地下鉄関係

- (1) 経営の基本である安全対策に万全を期するとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立されたい。
- (2) 東日本大震災の教訓を踏まえた地下鉄の構造物の耐震補強を着実に進めるとともに、近年、激甚化、頻発化する豪雨災害に備え、浸水対策の一層の強化を図るなど、災害対策を一層推進されたい。
- (3) ホーム事故「0」を目指す取組として、浅草線全駅へのホームドア整備を着実に進められたい。
- (4) 地下鉄構造物の長寿命化を図るため、予防保全の考え方に立った管理を推進されたい。
- (5) 車内の防犯カメラの設置促進や巡回警備の強化など、地下鉄におけるテロ・防犯対策の強化を図られたい。
- (6) 駅や車両にLED照明を導入するなど、環境に配慮した取組を推進されたい。
- (7) 高齢者、身体障害者をはじめ、だれもが使いやすい駅とするため、地下鉄の乗換駅などへのエレベーター、エスカレーターの設置を推進されたい。
- (8) 駅のトイレについて、出入口の段差解消、洋式化、温水洗浄便座の設置などの取組を計画的に進められたい。
- (9) 各車両へのフリースペースの設置や多言語対応の液晶モニターによるわかりやすい案内表示など、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた車両の導入を進められたい。
- (10) 品川駅周辺地域のまちづくりと整合を図りながら、隣接市街地の整備と一体的に泉岳寺駅の大規模改良に取り組まれたい。

2 バス関係

- (1) 左折時警報装置の導入拡大など車両の装備の改善や、外部の専門機関による研修の実施など、安全対策を着実に推進されたい。
- (2) ゼロエミッション東京の実現に向けて、燃料電池バスを運行するほか、バス停留所にLED照明を導入するなど、環境に配慮した取組を推進されたい。
- (3) 老朽化した上屋の更新やベンチの設置など、停留所施設の維持・改善を実施されたい。
- (4) 乗客潮流の変化を的確に捉え、地域における公共交通ネットワーク全体の

利便性や効率性が高まるよう、路線やダイヤの設定を行うとともに、増収対策や経営資源を有効活用した更なる経営の効率化に一層努力されたい。

3 軌道関係

経営基盤の安定化を図りつつ、施設や設備の適切な維持管理や更新などを進め、安全輸送基盤の充実に努めるとともに、地域の活性化に寄与されたい。

4 新交通関係

地域との連携を強化しながら、昼間の乗客誘致などの増収に努め、事業経営の早期安定化を図るとともに、引き続き、混雑対策を推進されたい。

5 多摩地域への都営バス等公営交通機関の導入を検討されたい。

6 各事業共通

- (1) 東京の都市活動と都民生活を支える公共交通機関として、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組まれたい。
- (2) 経営効率化にあたっては、安全との両立を図るため、政策連携団体等も活用しながら、適切に取り組まれたい。
- (3) 公営企業としての経済性発揮と公共性に配慮しつつ、資産の有効活用など関連事業を推進されたい。

水道局関係

- 1 将来にわたる安定した水源を確保するため、利根川・荒川水系における利水・治水対策の推進について、国に要望するとともに、小河内ダムについても将来に渡り健全な状態で引き継いでいくため、予防保全対策を着実に実施されたい。
- 2 良好な水道水源林を育成し、次世代に継承していくため、森林の保全管理や購入した民有林の再生、都民や企業と連携した森づくりの取組などを計画的に推進されたい。また、より多くの都民に水源地保全の重要性を理解していただくため、水源地の魅力や水源地保全の取組について、幅広く発信されたい。
- 3 現在及び将来にわたる安定給水を確保するため、浄水場の更新に当っては、予防保全型管理による施設の長寿命化や、水道需要等を考慮した施設規模のダウンサイジングにより、支出の平準化や抑制を図るとともに、財政ルールの確立に係る国への提案要求などの取組を推進されたい。また、導送水管の二重化・ネットワーク化、給水所の新設・拡充及び水道管路の耐震継手化の重点的・優先的整備などを引き続き推進されたい。
- 4 多摩地区水道が強靱で信頼される広域水道へと更なる進化を遂げられるよう、市町域を越えた配水区域の再編を行い、それぞれの地域特性に応じた施設整備や配水本管の二系統化、ネットワーク化、隣接区域を結ぶ連絡管の整備などに、計画的に取り組まされたい。また、風水害対策として、リスクの高い箇所について、優先的に対策を進められたい。
- 5 貴重な水資源の有効活用を図るため、私道内給水管整備及び漏水防止作業を推進されたい。また、長期不使用給水管の整理を進め、漏水リスクを回避し、給水環境の適正化を図られたい。
- 6 安全でおいしい高品質な水を供給するため、水質監視体制の充実及び浄水処理技術の向上を図るとともに、河川水質の保全について、人の健康に影響を及ぼす化学物質に関する排出規制の強化や下水道の整備促進、農薬の適正使用に関する指導の強化などを国に強く要望されたい。

- 7 浄水場で作った安全でおいしい高品質な水がそのまま蛇口に届くように、貯水槽水道の適正な管理に向けた取組を行うとともに、貯水槽水道方式から直結給水方式への切替えに伴う増径工事の水道局施行など直結給水方式の普及促進に向けた取組を推進されたい。
- 8 災害対策に万全を期すため、避難所や主要な駅等の重要施設への供給ルートや、被害が大きいと想定される地域などにおいて優先的に管路の耐震化を行い、断水時の影響が大きい水管橋の地中化を進めるとともに、漏水の発生リスクが高い管路の解消や、私道内給水管の整備を図られたい。さらに、あらゆる自然災害やテロ行為の発生などに備えるため、危機管理に万全を期されたい。
- 9 高品質な水道水を都民に理解・実感してもらうため、水質に関する情報を分かりやすく、積極的に発信するとともに、残留塩素の適正な管理等による、高品質な水道水の提供に努められたい。
- 10 都民に水道への理解を深めていただくため、水道施設を見せるツアーや水道工事を活用したイメージアップ、水道キャラバンなどの取組を推進するとともに、スマートメータの導入など新技術を積極的に活用し、都民の利便性の向上に努められたい。
- 11 水道事業から発生する環境負荷の軽減を図るため、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー等の活用を推進するとともに、ゼロエミッションビークルや電動バイクを積極的に活用し、脱炭素社会の実現にも貢献されたい。
- 12 節水諸施策を引き続き推進し、節水型都市づくりに努められたい。
- 13 世界の水問題の解決に貢献するため、東京水道の事業運営ノウハウの活用による人材育成を図るとともに、国内外の関係者との連携を強化し、東京水道と日本企業の技術を活用した国際展開を積極的に推進されたい。あわせて、国内の他の水道事業者における人材育成や事業運営に協力されたい。

- 14 若手・女性社員の定着に向けた職場環境整備や実務研修等の開催など、水道工事業者の担い手確保や技術力向上に資する取組を推進されたい。
- 15 公共性と効率性を両立させた責任ある経営を実現するため、コンプライアンスの確立、内部統制の強化などに取り組み東京水道グループ内のガバナンスをしっかりと機能させ、業務の質を向上させ、相互連携を強化するなど、都民の信頼と付託に応えるべく、政策連携団体との公正かつ適正なグループ経営を推進されたい。
- 16 一層の経営努力に努めるとともに、経営手法の多様化に積極的に取り組み、利用者である都民の理解を得ながら、水道事業経営の一層の効率化に努められたい。
- 17 国庫補助の拡充及び高金利債の補償金免除繰上償還制度の復活を国に強く要望されたい。
- 18 予算執行にあたって、都民の信託に応えられるよう契約事務の厳正な執行に努め、工業用水道事業については、事業廃止までの間、安定給水及び施設の安全性確保に継続して努められたい。事業廃止に伴うユーザーへの支援は、関係各局と連携し、都民の十分な理解を得た上で実施されたい。

下水道局関係

- 1 「東京都下水道事業経営計画2021」に掲げた目標の達成に全力で取り組み、都民サービスの一層の向上と経営の効率化を図られたい。
- 2 老朽化した下水道施設の更新に併せて、雨水排除能力の増強や耐震性の強化など機能の向上を図る再構築を計画的・効率的に推進されたい。
- 3 近年の激甚化した豪雨状況などを踏まえ、浸水の危険性が高い地区や大規模地下街などにおける施設整備のほか、浸水に備える情報発信の充実など、ハード・ソフト両面から浸水対策のさらなる強化を図られたい。
- 4 首都直下地震などの地震や津波に対して、下水道機能を確保するため、震災対策をより一層推進されたい。
- 5 東京湾など公共水域の水質をより一層改善し、豊かな水辺環境の創造に資するため、合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を推進されたい。
- 6 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量をより一層削減する取組を推進されたい。
- 7 道路陥没などを未然に防ぎ、下水道機能を安定的に確保するため、維持管理の充実を図られたい。
- 8 汚泥の資源化や再生水の利用拡大、施設の上部利用等、下水道が持つ資源・空間等の有効利用を図られたい。
- 9 多摩地域の公共下水道事業を実施する市町村との連携を強化し、地域全体の下水道事業運営の効率化を図られたい。
- 10 デジタルトランスフォーメーションの取組を推進するなど、将来的な課題を見据えた技術開発に計画的に取り組むとともに、下水道局が保有する現場の技術力の確保・継承に努められたい。

- 11 都民一人ひとりが下水道事業の役割を実感し、関心を持てるよう、積極的な広報活動を図られたい。
- 12 下水道のニーズがある国や地域の課題解決に寄与するとともに、日本の産業界強化に貢献するため、下水道事業における国際展開を着実に推進されたい。
- 13 国と東京都の実務者協議会の場などを活用し、国に対する財政措置等の要望活動を強化するとともに、コスト縮減や資産の有効活用など企業努力を行い、健全な財政運営に努められたい。

教育庁関係

1 児童・生徒の健全育成の推進

- (1) 児童・生徒の健全な育成を図るため、専門性の高いスクールカウンセラーを引き続きすべての公立小・中・高等学校に配置するとともに、経験豊富なスクールカウンセラーを拠点的に配置することによる学校のカウンセリング等の機能や教育相談センターにおけるいじめ相談などの教育相談事業の充実を図られたい。
- (2) 福祉的な支援を必要とする状況に対応し、児童・生徒の健全な育成を図るため、スクールソーシャルワーカーの区市町村への配置拡充を推進するとともに、小・中学校同様、都立学校においてもスクールソーシャルワーカーの活用を推進されたい。
- (3) 家庭における教育力を高め、非行や不登校などの問題行動に的確に対応するため、学校と家庭の連携を促進する施策の推進を図られたい。
- (4) 上記の取組を含め、いじめや不登校・中途退学の未然防止・解決に向けて、区市町村や関係機関と連携し、総合的な対策を講じられたい。
- (5) 東京の子供達の豊かな人間性を培い、規範意識を高めるため、都独自の教材集の活用等により、道徳教育の充実を図られたい。
- (6) インターネット・SNS等の適正利用の周知を図るとともに、子供達が安全に安心してインターネット等を利用することができる環境をつくるための施策を講じられたい。
- (7) 子供の自殺予防に向けて、学校の相談機能や関係機関と連携した支援体制を充実するとともに、子供が自ら対処できる力を育むための取組を推進されたい。
- (8) 様々な悩みを抱える子供たちが安心して利用することのできる、SNSをはじめとした多様な相談の窓口を充実されたい。

2 高等学校教育の充実

- (1) 平成31年2月に策定した都立高校改革推進計画新実施計画(第二次)に基づき、施策の充実に積極的に取り組まれたい。
- (2) 都立高校における難関国公立大学や医学部等への進学を目指す生徒の進路実現のため、進学指導を一層充実させるなど学力の向上を図る施策を積極的に推進されたい。

- (3) 我が国の高度成長を支える理数系分野の幅広い視野を有する人材を育成するため、都立高校において、高度な理数に係る探究活動や先端企業・大学等との共同研究など、理数教育の充実を図るとともに、新たに都立立川高校に設置する「創造理数科」において、新しいイノベーションを生み出すことのできる人材を育成するため、先進的な取組を推進されたい。
- (4) 将来の我が国を牽引する若者を育成するため、都独自の仕組みによる都立高校生の海外留学を支援する事業を充実するとともに、国際バカロレアの取組による海外大学への進学や海外からの留学生の積極的な受入、海外学校間交流を支援する仕組みづくりなど都立高校の国際交流を推進し、国際社会で活躍する人材を育成する施策を実施されたい。
- (5) 都立学校の老朽校舎の改築、大規模改修などを計画的に進めるとともに、都立学校施設における非構造部材の耐震化など、生徒や都民の安全に配慮した対策に取り組まれたい。
- (6) 都立高校生が、実社会での経験を通じて働く上での基本を身に付けることができるよう、就業体験活動等の自立意識を醸成する取組を推進されたい。また、発達障害のある生徒に対し、卒業後の進路を見据え、より適切に社会性を身に付けられるよう専門人材による指導を充実されたい。あわせて、若者の就労支援を推進する観点から、実効性ある中途退学対策を講じられたい。
- (7) 東京都の産業界を支えるものづくり人材育成のため、インターンシップの推進や工業高校の設備を活用した小中学生ものづくり教室を実施されたい。また、工業高校における技術革新に対応するため、新たに策定する「Society5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクトNext Kogyo START Project」に基づき、企業と連携したIT等の先端技術の学習など、ものづくり教育の充実に一層努められたい。
- (8) 都立高校生が正しく日本の歴史を学ぶことで、日本人としての自覚と誇りをはぐくむため、都立高校における必修化した日本史の指導の充実を図られたい。
- (9) 一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育むため、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニングの視点に立った指導の充実を図られたい。
- (10) 生徒が社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断することができる力を育成するため、主権者教育を推進されたい。

3 特別支援教育の振興

- (1) 新たに策定する、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、増加している児童・生徒数に対応した特別支援学校の適正配置に向け、学校の新築や増改築をはじめとして、多様な方法を用いた迅速で効果的な対応策により、教育環境の充実に取組まれたい。
- (2) 障害に基づく種々の困難の改善・克服のための学習活動や、個別指導計画に基づく指導など教育内容の充実に努められたい。
- (3) 企業への就労と職場への定着を促進するための支援や職業教育の充実に向け、積極的な施策推進を図るとともに、児童・生徒の自立と社会参加を促す諸事業の推進に努められたい。
- (4) 聴覚障害特別支援学校における早期乳幼児指導を引き続き実施されたい。あわせて、聴覚障害特別支援学校において、デジタル機器を活用し、更なる情報保障を図られたい。
- (5) 視覚障害特別支援学校におけるデジタル活用教育においては、視覚障害のある児童・生徒の主体的学びが深まるよう、デジタル教科書の導入や、音声や点字等を用いた支援機器整備を進め、効果的な学習を図られたい。
- (6) 肢体不自由特別支援学校における教育活動の質を高めるため、外部人材の活用を図るとともに、障害のある子供たちが学校生活を送る上で感じる負担を軽減するため、スクールバス乗車時間の短縮や医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充を図られたい。
- (7) 全ての知的障害特別支援学校における自閉症教育を一層充実されたい。
- (8) 特別支援教室が全ての小学校・中学校で導入されたことを踏まえ、今後は東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、区市町村に対する適切な支援を図られたい。また、都立高校における通級による指導・土曜日等の学校外での特別な指導など、発達障害のあるすべての児童・生徒が適切な教育的支援を受けられるよう、総合的な施策の推進を図られたい。
- (9) 特別な支援を必要とする島しょ地区の児童・生徒及びその保護者に対する支援の充実に講じられたい。

4 学校教育指導の充実

- (1) 児童・生徒の学力向上を図るため、都独自の調査の充実に図るとともに、個々の習熟度に応じた効果的な授業の実施に向けて、指導体制の充実などに取り組まれたい。また、放課後の学習支援の充実に図るほか、併せて、理数教育について、大学・研究機関・企業と連携した取組の推進や、理科の実験

- 授業の充実など、更なる振興策を講じられたい。
- (2) 子供の体力向上を図るため、都独自の体力調査を引き続き悉皆で実施されたい。
 - (3) 国際社会に生きる日本人としての自覚や誇りを養うとともに、多様な文化を尊重することのできる態度や資質をはぐくむため、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、引き続き、日本の伝統・文化理解教育を推進するとともに、都内公立学校における国際交流を促進する取組を推進されたい。
 - (4) 会話を重視した英語教育により生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、都立高校において入学者選抜にスピーキングテストを活用するほか外国人指導者を一層活用した授業を充実し、公立中学校においては少人数・習熟度別指導を拡充するとともに、教員の海外派遣研修など、指導力向上に向けた取組を推進されたい。併せて、都立高校における英語以外の外国語の学習について一層の充実が図られるよう努められたい。また、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させる取組を推進し、児童・生徒が、英語で発信する力の向上を図られたい。
 - (5) 入学式、卒業式等における国旗・国歌の取扱いについて、学習指導要領に基づき適時・適切に指導されたい。
 - (6) 東日本大震災や昨今の風水害の発生状況等を踏まえ、都立高校等で地域と連携した体験的・実践的な防災訓練を実施するなど、防災教育の充実を図ることなどにより、災害時に地域貢献できる人材を育成されたい。併せて、防災ブック「東京防災」及び防災ノート「東京防災」を活用し、家庭と連携した防災教育を推進されたい。
 - (7) 食育を充実するため、栄養教諭の計画的な増員を図られたい。
 - (8) 教育活動の一層の充実を図るため、退職教職員や各種の専門家、地域の人材など、外部人材の活用を一層推進されたい。
 - (9) 災害時における児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所としての役割を果たすため、公立小・中学校の非構造部材の耐震化支援事業を引き続き実施するほか、安全性に課題のある塀の撤去・再設置などに対する支援を進めるとともに、様々な避難者の使用を考慮したトイレの整備などに取組まれたい。
 - (10) 夏季における学習環境を改善するため、都立学校の特別教室などの空調整備を図るとともに、公立小・中学校の体育館や特別教室の空調整備を推進するための区市町村への財政支援策を引き続き実施されたい。

- (11) 外国人児童・生徒への日本語指導の充実を図るとともに、都立高校入学者選抜における在京外国人生徒募集枠の拡大を図られたい。
- (12) 小学校における発達段階に応じた指導体制の一層の充実と中学校教育への円滑な接続を図るため、高学年を中心とした教科担任制の取組を推進されたい。
- (13) ICT技術を積極的に活用した「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の取組を推進し、個に応じたきめ細かい指導の充実や、教員・生徒間での双方向型授業の推進等を図り、主体的・対話的な学びの深化に向けた取組の充実を図られたい。

5 教職員の資質向上と教育環境の整備等

- (1) 教育の質の維持向上を図るため、学校における働き方の改革を推進されたい。
- (2) 正常な学校運営の確保、服務規律の遵守等学校の適正な管理運営を期されたい。また、適正な人事異動の推進など教育の活性化に努められたい。
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策の充実を図りその予防に努めるとともに、休職者の復帰を支援する制度の充実を図られたい。
- (4) 増加する若手教員の育成を図るための施策を充実されたい。
- (5) 副校長の負担軽減を図るため、校務改善や支援人材の配置などの取組を推進されたい。
- (6) 小学校英語教科化を踏まえ、英語の専科指導教員の配置など、指導体制の充実を図られたい。
- (7) 中学校、高校において部活動指導員の活用を一層推進されたい。
- (8) 人材バンク事業や法律相談デスクなど、東京学校支援機構における学校を支援する事業について充実を図られたい。
- (9) 特別支援学校を含む高校段階の一人1台端末整備を進めるとともにデジタルを活用した教育内容の充実を推進されたい。また、教員研修やICT支援員の配置等の充実を図られたい。
- (10) 教育現場でのコロナ対策を講じるとともに、校外活動など有意義な学校行事が実施できるよう努められたい。

6 生涯学習、体育・スポーツ等の振興

- (1) 都立学校体育施設の開放や公開講座の充実に努めるとともに、図書室や音楽室など、都立学校の文化施設の開放を拡大されたい。

- (2) 文化財保護管理、埋蔵文化財の保護充実のための諸事業を促進されたい。
- (3) 都民の文化財に対する理解を深めるため、文化財ウィークの実施など、多様な文化ニーズに応えるよう努められたい。
- (4) 来年度開催される全国高等学校総合文化祭東京大会の成功に向け万全に準備を期するとともに、都立高校における文化部活動の振興を図られたい。
- (5) オリンピック・パラリンピック教育の成果を生かし、今後もボランティアへの参画や、オリンピック・パラリンピアン为学校派遣など、子供たち一人一人の人生の糧となるレガシーを残していくための取組を推進されたい。また、都立特別支援学校においてスポーツ教育を推進し、障害者スポーツの振興を図られたい。

警視庁関係

1 犯罪抑止総合対策の推進

- (1) サイバー犯罪・サイバー空間に対する安全安心を確保するため、情報の集約や分析、専門捜査員の育成、官民連携による協力体制を図るなど、諸対策を強力に推進するとともに、広報啓発活動を通じて、被害の未然防止を図られたい。
- (2) 犯罪の起きにくい街づくりのために防犯カメラの設置促進及び機能の高度化を図られたい。
- (3) 高齢者に対する被害防止に向けて、犯罪に関する積極的な情報提供や犯罪抑止女性アドバイザーを活用した金融機関での声かけ等を強化するなど、特殊詐欺撲滅に向けた取組を推進されたい。
- (4) ストーカー・DV事案、とりわけ児童虐待などの人身安全関連事案に際し、子供をはじめとする被害者等の人命の安全を最優先に、迅速な保護と積極的な事件化に努められたい。

2 震災等危機管理対策の推進

- (1) 関係機関や地域住民との連携情報共有を図るなど、官民連携による国際テロ情勢を踏まえた対策を推進されたい。
- (2) 首都直下型地震や台風をはじめとする大規模風水害など、都市部で発生する災害の課題を踏まえ、必要な装備資器材等を整備するなどの災害対策を一層強化するとともに、災害時に有効な生活情報の発信を充実されたい。
- (3) 災害発生時における大規模停電対策及び警備活動に必要な要員を都内に確保するため、待機宿舎の整備を図られたい。

3 交通安全対策の推進

- (1) 重大交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、交通環境の変化、重大交通事故発生状況等の分析・検討を行い、これらの情報を諸活動に生かすための資器材を整備し、良好な道路交通環境の実現を図られたい。
- (2) 通学路における交通安全の確保など、子供を交通事故から守るための取組や高齢者講習等の体制の強化を図るとともに、あおり運転や自転車の危険運転などに対する指導取締りや交通ルール・マナーの普及啓発など、総合的な交通事故防止対策を推進されたい。

4 警察活動を支える基盤の整備

- (1) 社会情勢の変化に伴う新たな治安課題等への対策を進めるため、行政手続等のデジタル化の促進など、DX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進し、各種警察活動の高度化・迅速化・効率化を推進されたい。
- (2) ICT（情報通信技術）及び新たな技術を活用した資器材の整備を図るなど、体制強化に努められたい。
- (3) 警察活動の拠点となる、警察署・交番等警察施設の整備を図られたい。

東京消防庁関係

1 多様化する大規模・複合災害に対する都民生活の安全性の確保

- (1) 震災や水災などの大規模自然災害等に対応するため、災害特性に応じた各種資器材を整備するなど、消防活動体制の充実強化に努められたい。
- (2) 特別区消防団の災害活動体制の充実強化を図るため、消防団分団本部施設の整備や各種資機材の充実、訓練学習環境の構築など、消防団の活動能力向上に向けた取組を推進されたい。

2 消防・救助・救急活動体制の充実強化

- (1) 消防隊員自身がより安全に、かつ効果的に活動できる資器材や装備、訓練環境等の整備に努められたい。
- (2) 複雑・高層化する都市構造の変化によって多様化する災害等に的確に対応していくため、航空消防体制や水上消防体制の強化を含め、消防救助活動体制の充実強化に努められたい。
- (3) 救急活動体制の強化を図るため、新たな資器材の導入や救急隊の増強整備、救急相談センターの充実とともに、都民等に対する応急手当の普及・促進に努められたい。

3 都民の防災行動力の向上

町会・自治会等の地域住民や関係機関との密接な連携を図り、地域特性に応じた実効性のある防火防災訓練を推進するため、訓練施設や訓練用資器材等の充実に努められたい。

4 災害活動基盤の整備促進

- (1) 震災時における消防活動拠点としての機能強化を図るため、消防署所や待機宿舎の整備を促進されたい。
- (2) 複雑多様化する災害に対応するため、最新技術を取り入れた消防車両及び各種通信設備等を整備されたい。